

第3期

洞爺湖町地域福祉計画

～ 使いやすい・安心・つながい・人づくり ～



令和5年3月
洞爺湖町

はじめに

当町では平成25年3月に「洞爺湖町地域福祉計画」を策定して以降、「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を基本理念のもと、「自助」、「共助・互助」、「公助」によりそれぞれを認め合いながら支え合う地域づくりを目指し地域福祉推進に取り組んでまいりました。

この間、少子高齢化や核家族化の急速な進行とともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場が制限されるなど、地域住民相互のつながりの希薄が進み、家庭や地域での支え合い機能が低下するとともに、虐待、自殺、孤立死などの様々な社会問題に加え、介護と育児に同時に直面するダブルケアや家事や家族の世話を子どもが担うヤングケアラー、80代の親が50代の子供の生活を支えるといった8050問題など、制度や分野をまたがる複合的な課題が顕在化しており、地域福祉が果たすべき役割はより重要なものとなっております。

このような中、当町においては、地域の人々が支え合い、ともに解決していく地域共生社会の実現に向けた取組を推進する指針として、このたび第3期洞爺湖町地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、すべての人が、お互いに思いやりの心を持ち、助け合い、支えあうことがますます重要であるとともに、特定の人が特定の人を支えるのではなく、互いに互いを支え合う関係を築き、その関係を強めていくことも必要であるという認識のもと、「使いやすい」、「安心」、「つながり」、「人づくり」の4つの基本目標を掲げ、やさしさあふれる健康福祉のまちづくりの実現に向けた取組を、町民の皆様や関係団体の皆様とともに進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたりご尽力を賜りました洞爺湖町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにおいて、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様や関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

洞爺湖町長 下道 英明

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景・目的	3
(1)社会的背景・目的	3
(2)地域共生社会の実現	4
2 地域福祉とは	5
3 計画の位置づけ	6
(1)法的位置づけ	6
(2)洞爺湖町における地域福祉計画の位置付け	7
(3)SDGsの理念	8
4 計画の期間	8
5 計画策定の体制	9
(1)策定委員会の設置	9
(2)アンケート調査の実施	9
(3)パブリックコメントの実施	9
(4)国・道との連携	9
第2章 計画の基本方針	13
1 基本理念	13
2 基本目標	13
3 重層的支援体制整備に向けた取組	14
(1)社会の現状と課題	14
(2)各事業の基本的な考え方	15
4 施策体系図	16
第3章 施策の展開	19
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	19
1 サービスを利用しやすい環境づくり	19
(1)相談支援体制の整備	19
(2)情報提供体制の充実	20
2 サービス向上の仕組みづくり	21
(1)福祉サービスの充実	21
(2)権利擁護体制の充実	23
(3)生活困窮者への自立支援の充実	24
(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実	25
基本目標2 安心して暮らせる環境づくり	26
1 支え合える関係づくり	26
(1)地域共生社会の実現に向けた取組	26
2 安心・安全を支える体制づくり	28
(1)防犯体制・交通安全対策の推進	28

(2)災害時や緊急時の支援体制の強化	29
(3)誰もが暮らしやすい環境の整備	30
基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	31
1 住民がつながる場所づくり	31
(1)ふれあいの充実	31
(2)交流の場の確保	33
2 地域における連携の体制づくり	34
(1)身近な情報の活用	34
基本目標4 福祉を支える人づくり	35
1 福祉意識向上の体制づくり	35
(1)福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進	35
2 みんなに出番のある地域づくり	36
(1)民生委員・児童委員、福祉委員、 ボランティア、福祉団体等の活動の促進	36
 第4章 地方再犯防止推進計画	 41
1 計画策定の趣旨	41
2 計画の位置づけ等	41
3 再犯防止施策の対象者	41
4 計画の期間	41
5 犯罪情勢等について	42
(1)全国の刑法犯認知件数の推移	42
(2)全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	42
(3)伊達警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	43
6 現状と課題	43
7 取り組みの方向性	44
(1)国の取組	44
(2)町として取り組む施策	44
 第5章 計画の推進	 49
1 計画の推進体制	49
(1)住民の役割	49
(2)福祉サービス提供者の役割	49
(3)社会福祉協議会の役割	49
(4)行政の役割	49
2 計画の点検・評価・推進体制	50

第6章 洞爺湖町を取り巻く現状	53
1 人口・世帯の状況	53
(1)人口の推移	53
(2)世帯の推移	53
(3)転入・転出の推移	54
(4)出生数の推移	54
2 子どもの状況	55
(1)園児数の状況	55
(2)児童数の状況	56
(3)学童保育クラブの状況	57
(4)生徒数の現状	58
3 高齢者の状況	59
(1)高齢者数の状況	59
(2)要介護(支援)認定者の状況	60
4 障がい者の状況	61
(1)障害者手帳所持者の状況	61
5 アンケート調査から見た状況	62
(1)アンケート調査概要	62
(2)アンケート調査結果	62
資料編	79
洞爺湖町地域福祉計画策定委員会の開催経過	79
洞爺湖町地域福祉計画策定委員会委員名簿	80

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1)社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成29年度に策定した「第2期洞爺湖町地域福祉計画」が令和4年度に計画終了となることから、近年の国・道の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2期洞爺湖町地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「第3期洞爺湖町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

洞爺湖町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第3期洞爺湖町地域福祉計画」は、洞爺湖町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成 28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な(「丸ごと」)支援体制の整備を進める
平成 29年 6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成30年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 (令和3年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3年 3月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

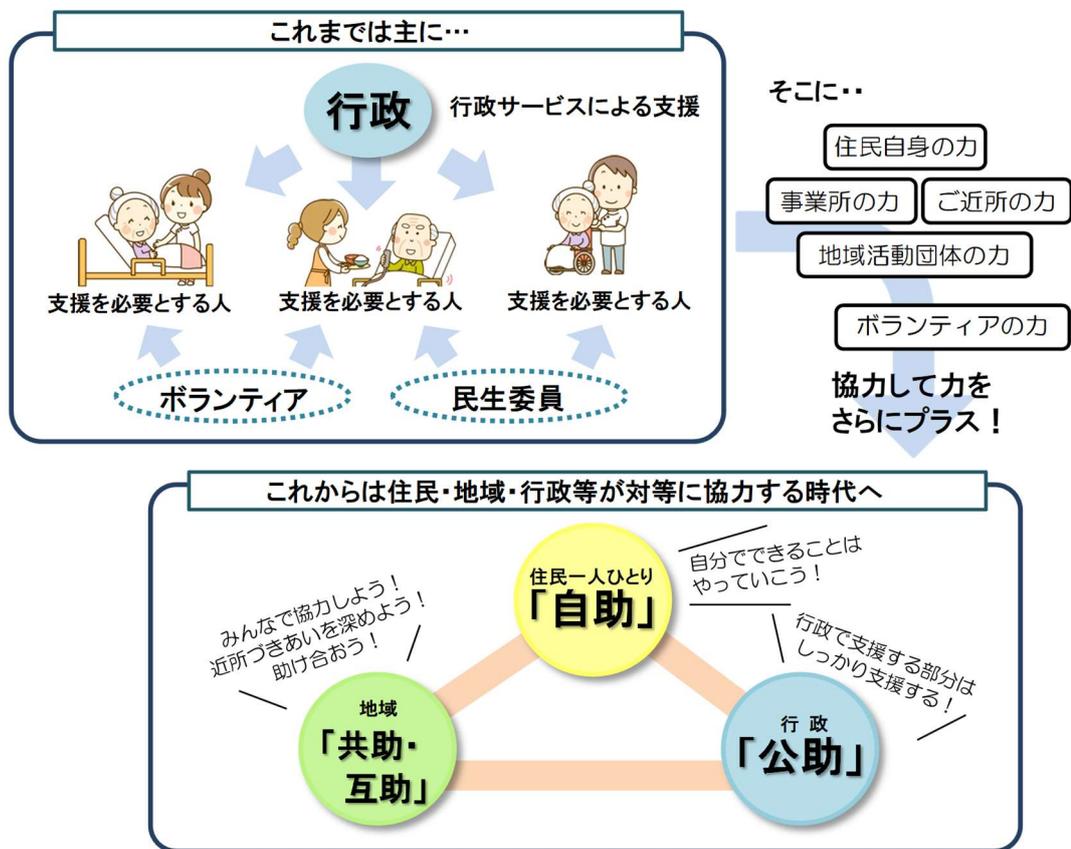
2 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)
地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供(行政でなければできないことは、行政がしっかりと)

3 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（地域福祉の推進）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

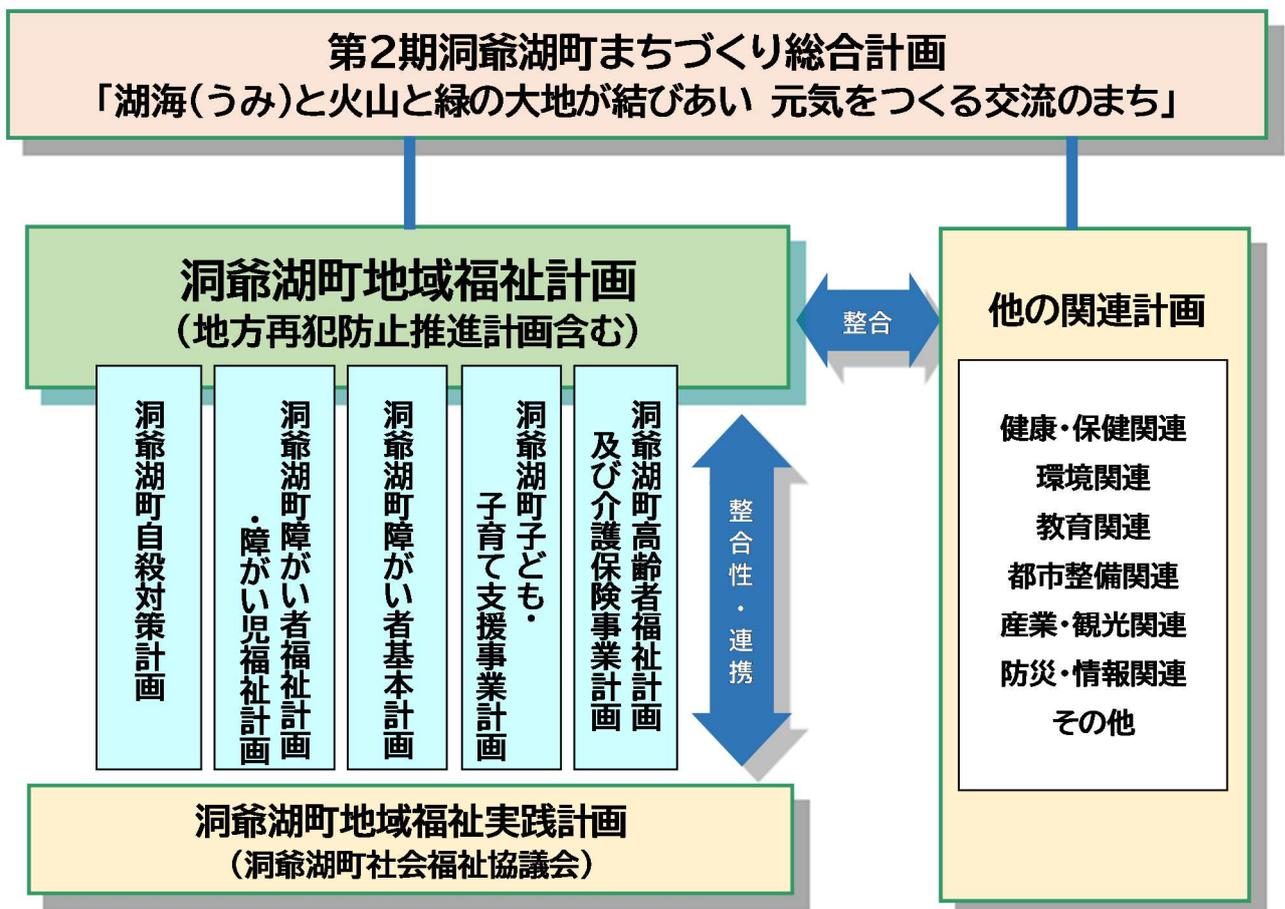
- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 洞爺湖町における地域福祉計画の位置付け

「洞爺湖町地域福祉計画」は、「洞爺湖町まちづくり総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画(洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画、洞爺湖町障がい者基本計画、洞爺湖町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画、洞爺湖町自殺対策計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。また「洞爺湖町地域防災計画」等の福祉以外の分野の関連計画とも整合性を図って策定します。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

また、本計画は、洞爺湖町社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「洞爺湖町地域福祉実践計画」と両輪で地域福祉を推進していくものです。



(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 30 年度	~	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	~	令和 14 年度
第2期	計画期間										
第3期			見直し	計画期間							
第4期								見直し	計画期間		

5 計画の策定体制

(1)策定委員会の設置

「民生委員・児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「洞爺湖町地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2)アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としています。

(3)パブリックコメントの実施

洞爺湖町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、住民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和5年2月10日から令和5年2月28日まで意見の募集を実施し、計画へ反映しました。

(4)国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

第2章 計画の基本方針

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

当町においては、少子高齢化や核家族化が確実に進行しています。また、地域においても、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中で、第2期洞爺湖町地域福祉計画においては、すべての人が、お互いに思いやりの心を持ち、助け合い、支え合うことがますます重要であるとともに、特定の人が特定の人を支えるのではなく、互いが互いを支え合う関係を築き、その関係を強めていくことも必要であるという認識のもと、「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を基本理念としました。

本計画においては、第2期洞爺湖町地域福祉計画の方向性はそのままに、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画とも整合性を図ったうえで、基本理念を「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

やさしさあふれる
健康福祉のまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を「第3期洞爺湖町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

使いやすい

基本目標2

安心して暮らせる環境づくり

安心

基本目標3

ふれあいとつながりの場所づくり

つながり

基本目標4

福祉を支える人づくり

人づくり

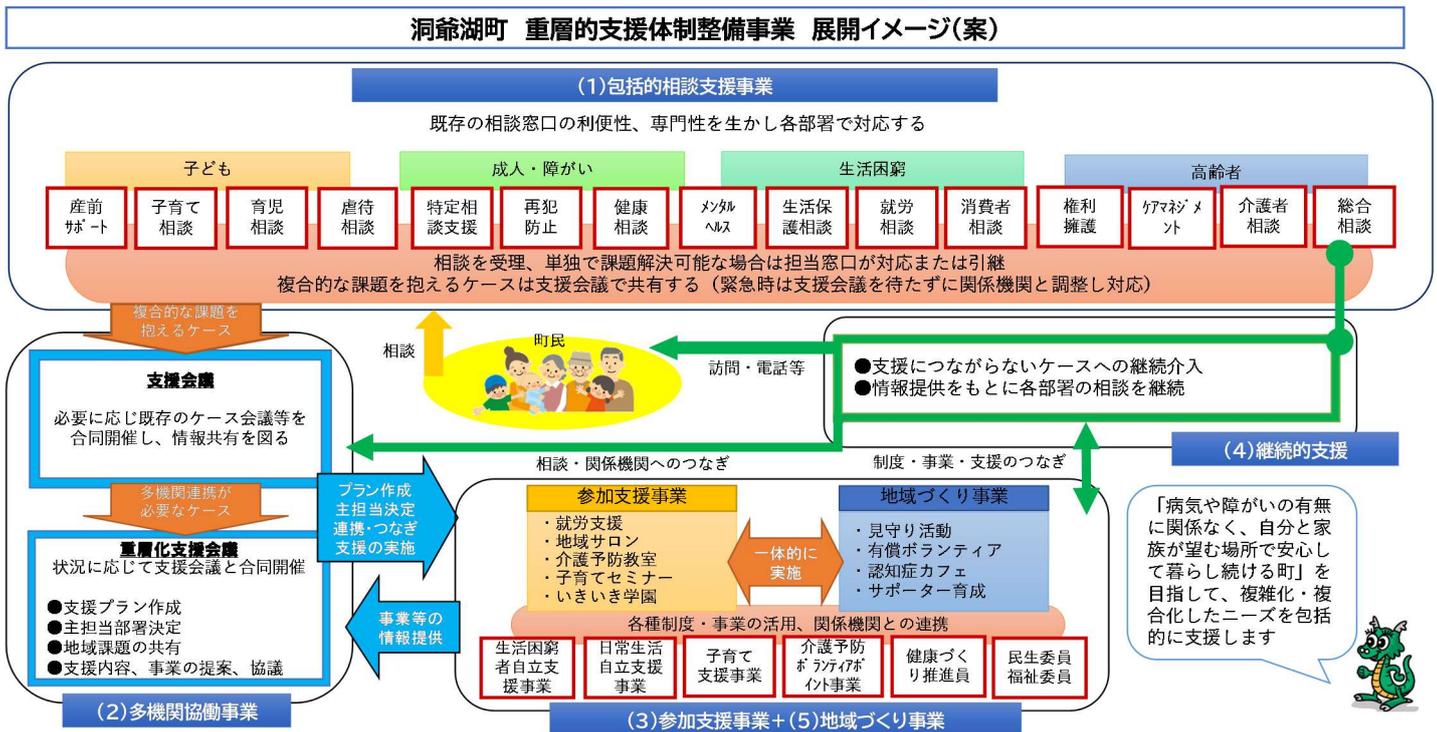
3 重層的支援体制整備に向けた取組

(1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや家事や家族の世話を子どもが担うヤングケアラー、80代の親が50代の子どもの生活を支えるといった8050問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、当町でも地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮に関する相談窓口の利便性、専門性を生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



(2)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

既存の相談窓口を活用することで、住民の利便性を確保しつつ、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、内容に応じて対応または関係部署へ引継ぎを行う等、住民の困りごとに対して迅速かつ丁寧な支援が行われる体制づくりを目指します。

②多機関協働事業

町内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

③参加支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう(現在の)生活支援体制整備事業等を活用することで、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

複雑化・複合化した事例については他機関協働事業へつなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できる体制づくりを目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を、地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチ¹を含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

⑤地域づくり事業

住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

¹ アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。

4 施策体系図

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み		
やさしさあふれる健康福祉のまちづくり	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい 仕組みづくり 使いやすい	1 サービスを利用しやすい環境づくり	(1)相談支援体制の整備		
			(2)情報提供体制の充実		
		2 サービス向上の仕組みづくり	(1)福祉サービスの充実		
			(2)人権の確保		
			(3)生活困窮者への自立支援の充実		
			(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実		
			基本目標2 安心して暮らせる 環境づくり 安心	1 支え合える関係づくり	(1)地域共生社会の実現に向けた取組
				2 安心・安全を支える体制づくり	(1)防犯体制・交通安全対策の推進
	(2)災害時や緊急時の支援体制の強化				
	(3)誰もが暮らしやすい環境の整備				
	基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり つながり	1 住民がつながる場所づくり	(1)ふれあいの充実		
			(2)交流の場の確保		
		2 地域における連携の体制づくり	(1)身近な情報の活用		
			基本目標4 福祉を支える人づくり 人づくり	1 福祉意識向上の体制づくり	(1)福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進
	2 みんなに出番のある地域づくり	(1)民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進			

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

基本目標1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

使いやすい

1 サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 相談支援体制の整備

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

当町においても、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、虐待等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けています。

住民アンケート調査の結果をみると、今後取り組むべき施策として「身近なところでの相談窓口の充実」という意見も多くみられる事から、相談体制についての更なる充実が求められています。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進むなか、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むことなど、相談窓口の機能充実に努めるとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

【取り組みの方向性】

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の整備を検討していきます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○ 困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。
○ 地域に困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。
○ 広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○ 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。
○ 地域の中で周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。

行政の取り組み(公助)

- 悩みを抱えた人の相談窓口について周知します。
- 福祉に関する問い合わせや相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関や部署につなぐ総合的な相談支援体制を整備します。
- 相談窓口の情報を町広報紙や町ホームページ等に掲載し、相談窓口の利用を促進します。
- 子育て支援センターや地域包括支援センターなどの分野ごとの専門相談機関や身近な地域の相談先について、住民への周知と利用促進に努めます。
- 個別性の高い課題に適切に対応できるよう、専門職の確保、スキルアップを図ります。
- 行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等、福祉サービス事業者、医療機関などが集まって、個別ケースについて話し合う機会を充実するとともに、情報の共有及び連携を図ります。

(2)情報提供体制の充実

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

現在、町や社会福祉協議会では、福祉サービスに関する様々な制度やサービスに関する情報が、サービスを必要とする人に的確に伝わるように、ホームページ等や広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。

住民アンケート調査の結果をみると、「福祉サービスに関する情報をあまり入手できていない」という意見が半数以上と最も多くなっています。

すべての住民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動等についての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報紙やインターネット媒体などを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供の充実や、高齢者や障がい者などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供も必要です。

【取り組みの方向性】

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○広報紙や社協だよりに目を通す習慣を身につけましょう。 ○福祉制度やサービス等に関心を持ち、情報を収集しましょう。 ○高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○高齢者世帯やひとり暮らし高齢者と連絡を密にし、情報を伝えましょう。 ○地域の自治会長他役員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が、福祉サービスや福祉活動に関する情報を伝えましょう。 ○地域活動や行事など身近な場における情報を伝えましょう。
行政の取り組み(公助)
○広報紙やホームページ等の充実を図り、必要な情報や実情を地域の方に分かりやすく周知し、かつ的確に伝えていきます。 ○広報紙やパンフレットなどの紙媒体での情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫します。 ○自治会組織や民生委員・児童委員、福祉委員等、関係団体や人を通じた更なる情報提供に努めます。

2 サービス向上の仕組みづくり

(1)福祉サービスの充実

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのためには、住民が福祉サービスを質・量の両面で確保していくことが重要です。福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、さまざまな主体により、サービスが提供されるようになっていきます。

当町では、現在、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など各分野において、さまざまな福祉サービスが展開されていますが、地域における問題は、複雑及び多様化してきており、一人ひとりに合った適切なサービスの提供が求められています。

また、住民アンケート調査では、今後、洞爺湖町が取り組むべき施策として、「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」の回答が半数以上を占めており、福祉サービスの利用体制の更なる充実が求められています。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かに対応するためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設などとも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
<ul style="list-style-type: none">○自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。○行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見・要望などを積極的に伝えましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
<ul style="list-style-type: none">○サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。○民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み(公助)
<ul style="list-style-type: none">○「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。○ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスや施設サービス等の確保・充実に図ります。○地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実に図ります。○障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実に図ります。○子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、子育て支援センター等の充実に図るとともに、必要とされる保育サービスの充実に図ります。○福祉サービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。

(2)権利擁護体制の充実

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

【取り組みの方向性】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。 ○虐待と思われるようなことに気づいたら、すぐに行政や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に相談しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。 ○サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。 ○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。 ○個人情報の取り扱いやプライバシーについて、十分注意を払いましょう。
行政の取り組み(公助)
○成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。 ○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)の普及・啓発に努めます。 ○さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。 ○保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関等と連携し、障がいのある人や乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。 ○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

(3)生活困窮者への自立支援の充実

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯などの生活困窮に至るリスクの高い人々が増加し、稼働年齢層を含む生活保護受給者数がこの20年で倍増していることなどから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

住民アンケート調査では、生活困窮者自立支援法に関して、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」と「知らなかった」をあわせた『内容を知らなかった』の回答が8割以上を占めており、生活困窮者自立支援法の周知が必要です。

【取り組みの方向性】

- 生活福祉資金貸付事業や、生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 ○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ○民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み(公助)
○生活困窮者自立支援を図るために、「自立相談支援事業の充実」「就労に関する支援」「住居の安定及び給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。 ○相談窓口や制度に関する情報提供を行い、周知を図ります。 ○関係機関や地域とのネットワークづくりを推進します。 ○子どもの貧困対策について実態を把握し、計画的に推進します。

(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと、転換を図っていくことが必要とのことから、国では自殺大綱を見直しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。自治体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

【取り組みの方向性】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○こころの健康に関心を持ちましょう。 ○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。 ○自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。
行政の取り組み(公助)
○自殺言動のある方などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。 ○関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。 ○自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組めます。

1 支え合える関係づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

住民アンケート調査では、地域福祉に関する課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性において、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』とした回答が9割近くを占めており、地域で安心して暮らしていくためにできることでは、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」、「地域活動にできるだけ参加する」の回答が多くみられました。

地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域のネットワーク体制を整えることが必要です。

【取り組みの方向性】

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
<ul style="list-style-type: none">○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
<ul style="list-style-type: none">○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。○民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょう。○地域でひとり暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握しておきましょう。○地域内で問題を発見したときの相談・連絡のための連絡網をつくりましょう。
行政の取り組み(公助)
<ul style="list-style-type: none">○地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動の構築・強化に向けて関係団体を支援するとともに、情報提供や啓発活動を進めます。○地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。○地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動における個人情報の取り扱いや守秘義務を守ることに関する啓発を図ります。

2 安心・安全を支える体制づくり

(1)防犯体制・交通安全対策の推進

近年、経済の低迷を受け、犯罪率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。その上、人口の減少にともない地域における住民の目が行き届かなくなっており、児童の登下校時の犯罪被害や昼間一人きりになる高齢者の悪徳商法被害など、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。また、交通安全については、高齢者が関係する(加害者・被害者)交通事故等も多発しています。

地域における防犯体制として、戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合い、回覧板や広報などを活用して情報を提供など、行政だけでなく、住民や関係団体と協働のもと犯罪の未然防止、拡大防止に取り組んでいくことが求められます

また、交通安全対策については、環境の整備のみならず、高齢者、子どもや障がい者に対して思いやりの心を持って誰もが接し、交通安全に対する強い意識を持つことが必要です。

【取り組みの方向性】

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、役場に連絡・相談しましょう。
○登下校時の子どもに、積極的に声かけをしましょう。
○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。
○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
○学校やPTAなどの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。
○子どもの見守り等の活動をさらに推進しましょう。
行政の取り組み(公助)
○警察署をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。
○住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。
○見守り運動や声かけなど、地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。
○学校支援ボランティア(登下校時の指導やあいさつ運動)など、地域防犯活動の支援に努めます。

(2)災害時や緊急時の支援体制の強化

すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要であるとともに、災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていくことが重要です。

住民アンケート調査の結果をみると、2割以上の住民が「災害時に適切な非難が出来ないと思う」と回答しており、災害発時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」「災害時の情報入手や連絡の手段がない」として意見が多くみられました。

今後、避難体制や避難行動要支援者への支援体制の整備を行うとともに、災害時に備えた地域活動を促進していくことが必要です。迅速かつ的確な支援を行える組織として、地域における自主防災組織の設置を促進し、それぞれの地域の実情に合わせて組織し、防災訓練や防災知識等の啓発を行い、地域の防災意識を高めていくことも大切です。災害時や緊急時において、自主防災組織がリーダーシップを発揮し、避難行動要支援者への支援や住民の避難支援を行う体制づくりが望まれます。

【取り組みの方向性】

- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。 ○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。 ○自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○各地域における自主防災組織の設置に努め、積極的に参加しましょう。 ○子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の避難行動要支援者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。 ○高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。
行政の取り組み(公助)
○避難行動要支援者の情報を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会や自治会などの関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。 ○講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。 ○万一の災害の場合に迅速な避難ができるよう、避難訓練等の開催を行います。 ○避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。

(3)誰もが暮らしやすい環境の整備

全ての住民が安心して快適に生活するためには、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

全ての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備、誰もが安心して利用できる買い物環境の整備など、誰もが利用しやすい環境の整備が必要です。

【取り組みの方向性】

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。 ○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。 ○ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人々が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
行政の取り組み(公助)
○ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。 ○町民の重要な足として役割をもつコミュニティバスなどの維持や利便性を高め、町民の暮らしを支えます。

1 住民がつながる場所づくり

(1)ふれあいの充実

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

住民アンケート調査の結果をみると、近所づきあいの程度において「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」をあわせた『親しく付き合っている』とした回答が半数以上を占めていますが、「ほとんど付き合いはない」も少数ですがみられ、また前回調査と比較すると「ほとんど付き合いはない」の回答が増加するなど近所づきあいの希薄化がみられます。

地域の問題の解決のためには、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

【取り組みの方向性】

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
<ul style="list-style-type: none">○地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。○地域の行事や活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
<ul style="list-style-type: none">○地域の中で積極的に、あいさつや声かけを行いましょう。○気軽に様々な住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。○行事・イベントのときなど、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。○若い世代や転入者と話す機会を増やし、受け入れやすい体制や雰囲気をつくりながら、地域への関心を高めましょう。○各地域合同での行事やイベントを行い、地域間の交流を進めましょう。
行政の取り組み(公助)
<ul style="list-style-type: none">○誰もが気軽に参加しやすい地域でのふれあい、交流の機会、行事やイベント等の開催の機会を関係団体と協力し促進します。○若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。○高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、地域での高齢者同士の交流や子ども達の交流を促進します。○各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、広報紙やホームページ等で提供します。○地域子育て支援拠点事業などで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。

(2)交流の場の確保

地域福祉を進めていく上で、地域の中で住民同士が交流したり、様々な団体等が福祉活動を行うための「場」はとても重要です。

そのため、集会所など身近な地域施設や、健康福祉センター等福祉関連施設などの社会資源を有効に活用し、地域の交流の場や福祉団体の拠点づくりをさらに推進することが必要となります。

また、少子高齢化や核家族の増加などにより、子どもや若者、高齢者など世代を超えた交流の機会も少なくなっています。

当町では、子どもや高齢者、障がいのある方やひとり親世帯など全ての地域住民が気軽に立ち寄り、飲食をともにしながら、様々な話題での意見交換や相談が行える「地域食堂」を運用し、子どもの貧困対策、ひとり親などの子育て世代の支援、高齢者の孤食対策、障がいのある人の交流の場の確保など、地域住民の共生拠点としての居場所づくりを図ります。

住民アンケート調査では、地域食堂(子ども食堂)の利用者はまだ少ないものの、お住いの地域での地域食堂(子ども食堂)の必要性では「必要だと思う」の回答が7割近くと多くなっています。

【取り組みの方向性】

- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○集会所などの身近な地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ○公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。 ○地域交流の場である「地域食堂」を積極的に活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ○地域の高齢者と子どもを交えた行事等の開催や各種イベントを行うなどの世代間交流、また高齢者同士、親同士といった横のつながりの交流など、さまざまなふれあいの場をつくりましょう。 ○学校や福祉施設などの既存施設を、地域の活動の場として開放したり、地域の交流や団体活動の場として活用しましょう。
行政の取り組み(公助)
○子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。 ○高齢者や子ども、親子、障がいのある人、一般の人など、誰もが集える居場所づくりとしての地域食堂の取り組みに対し補助金を交付します。 ○公共施設の利用について、利用しやすいしくみづくりに取り組みます。

2 地域における連携の体制づくり

(1)身近な情報の活用

地域のことをよく知らないと、隣近所や地域の中での関係が薄れていきます。住民がお互いに理解し合う関係を構築するためには、地域内のつながりが重要になります。

近年は、近所付き合いや地域での活動を通じた情報交換の機会が減り、身近な地域の情報が素早く伝わらないといった可能性も出てきました。このため、地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域の連携体制を整えることが必要です。

【取り組みの方向性】

- 住民や関係団体が連携し、可能な範囲で情報の共有を行える体制づくりを図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。 ○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。 ○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。 ○地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。
行政の取り組み(公助)
○個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。 ○各地区の地域活動について情報提供を行います。

1 福祉意識向上の体制づくり

(1)福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、共助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

住民アンケート調査の結果をみると、福祉に関して「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた『関心がある』とした回答が、8割以上を占めます。また、地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支えあいの必要性についてどう思うかという設問では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた「必要だと思う」とした回答は、9割近くを占めています。

地域での困りごと・問題は地域で解決していこうという住民一人ひとりの福祉意識を高める姿勢が大切であるとともに、全ての住民が、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉についての教育や啓発活動が必要です。

【取り組みの方向性】

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に積極的に参加し理解を深めましょう。 ○広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、正しい知識を得ましょう。 ○家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。 ○地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。 ○企業は障がいのある人に対する法定の雇用率を守るよう努めましょう。
行政の取り組み(公助)
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。 ○学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。 ○講演会や研修会、体験学習などを実施し、福祉に対する意識啓発を行います。

2 みんなに出番のある地域づくり

(1) 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

民生委員・児童委員、福祉委員、福祉に関わるボランティア等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援等、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

住民アンケート調査の結果をみると、民生委員・児童委員が行う活動について「活動内容を知らない」とした回答は6割以上となっており、担当の民生委員・児童委員について「知らない」とした回答は6割以上となっています。

民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の関係団体と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

また、現在実施している、助ける側と助けられる側との相互の関係を保ち、地域住民同士によるお互い様の気持ちを大切に「有償ボランティア事業」及びボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励し、社会参加を通じて介護予防、並びに生きがいづくりを推進する「ボランティアポイント事業」などを積極的に推進することも、今後益々必要です。

【取り組みの方向性】

- 民生委員・児童委員や福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員・児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。○ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。○ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。○民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等と社会福祉協議会、自主防災組織等、関係団体との連携・協力関係を深めましょう。○ボランティア等に参加しやすいような内容や、参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。
行政の取り組み(公助)
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。○広報紙やホームページ等を利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。○社会福祉協議会で実施している「有償ボランティア事業」及び「ボランティアポイント事業」を広く周知し、ボランティアの人材の確保に努めます。

第4章 地方再犯防止推進計画

第4章 地方再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われており、刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

このような中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これらを踏まえ、当町においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

2 計画の位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

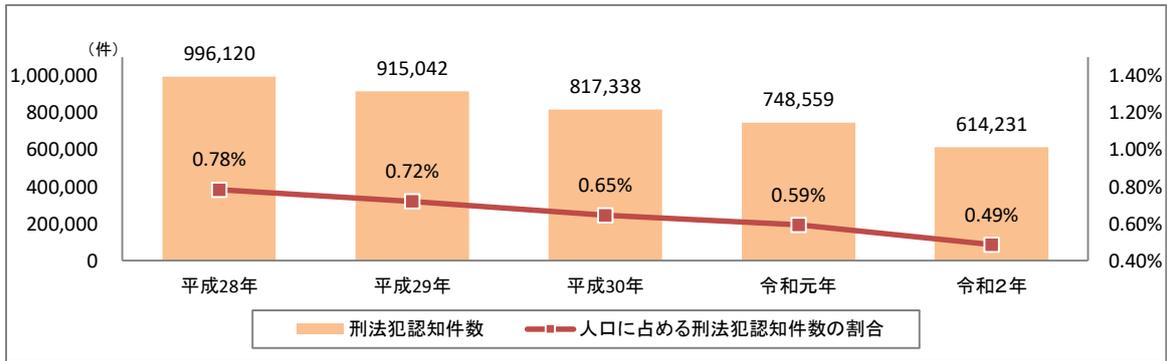
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

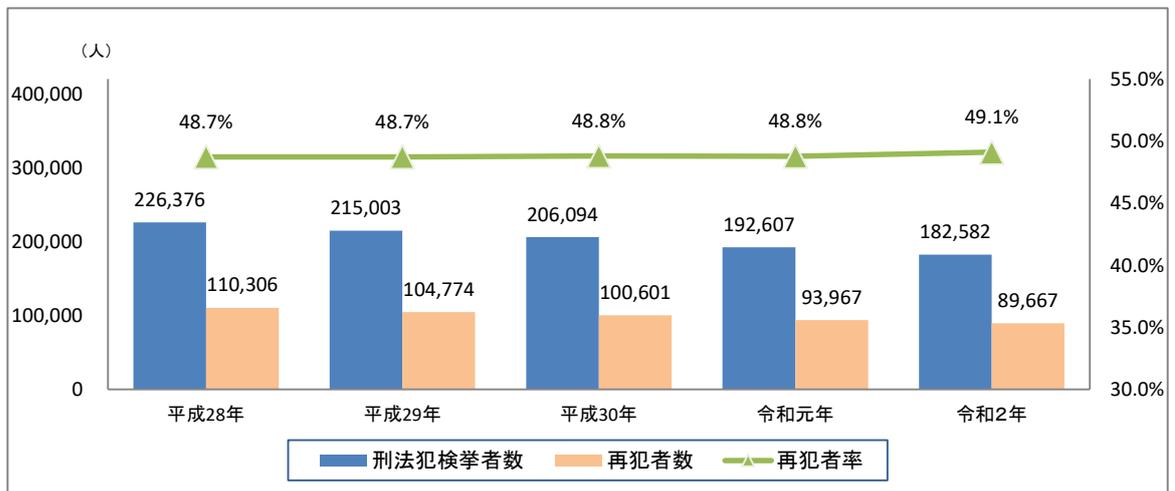
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



資料：警察白書

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

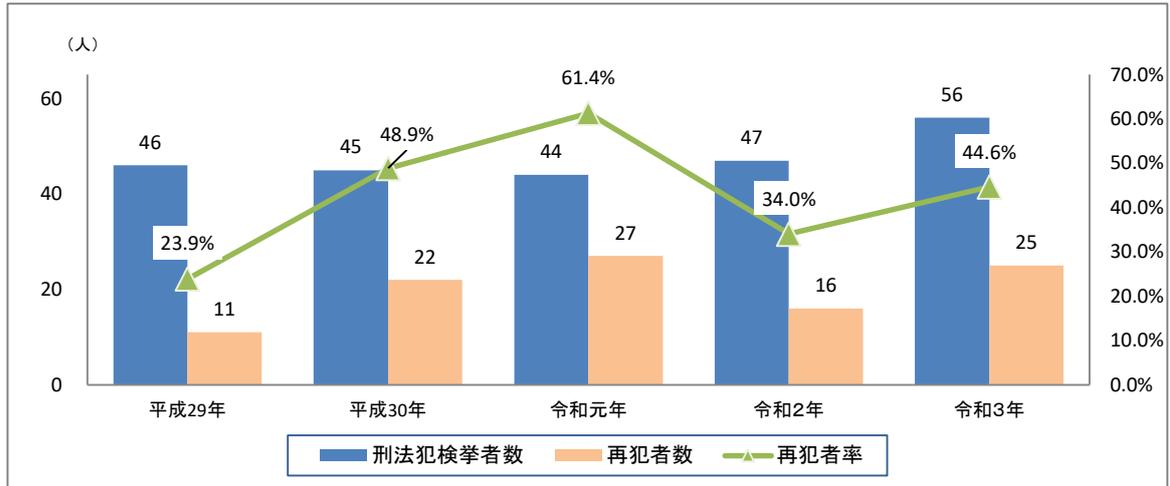


資料：警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

(3)伊達警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料:札幌矯正管区

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
※犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティー機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。

伊達警察署管内の刑法犯検挙数は近年増加傾向で推移しています。再犯者率はバラつきがみられ令和3年には44.6%となっています。

再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1) 国の取組

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ○特性に応じた指導及び支援等 | ○関係機関における体制の整備等 |
| ○就労の支援 | ○再犯防止関係施設の整備 |
| ○非行少年等に対する支援 | ○情報の共有、検証、調査研究の推進等 |
| ○就業の機会の確保等 | ○社会内における適切な指導及び支援 |
| ○住居の確保等 | ○国民の理解の増進及び表彰 |
| ○更生保護施設に対する援助 | ○民間の団体等に対する援助 |
| ○保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | |

(2) 町として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

【取り組みの方向性】

- 犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み(自助)
○保護司会や協力雇用主などの民間協力者が再犯防止に果たす役割や、地域における再犯防止活動の推進に対する理解を深めましょう。
○再犯防止について、地域の中で周りに困っている人がいたら、身近な相談窓口や行政の相談窓口を紹介しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)
○罪を犯した人が立ち直り、地域で受け入れることについて理解を深めましょう。

行政の取り組み(公助)

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

○住居の確保

生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化や支援を図っていきます。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員、保護司を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

○保護司成り手の確保

地域における再犯防止の中心的な担い手である保護司について、活動の支援やなり手の確保に協力します。

○保護司会の活動支援

保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の取り組みに対し補助金を交付します。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

(1)住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

(2)福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・NPO・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められます。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、洞爺湖町社会福祉協議会を洞爺湖町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

(4)行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、健康福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

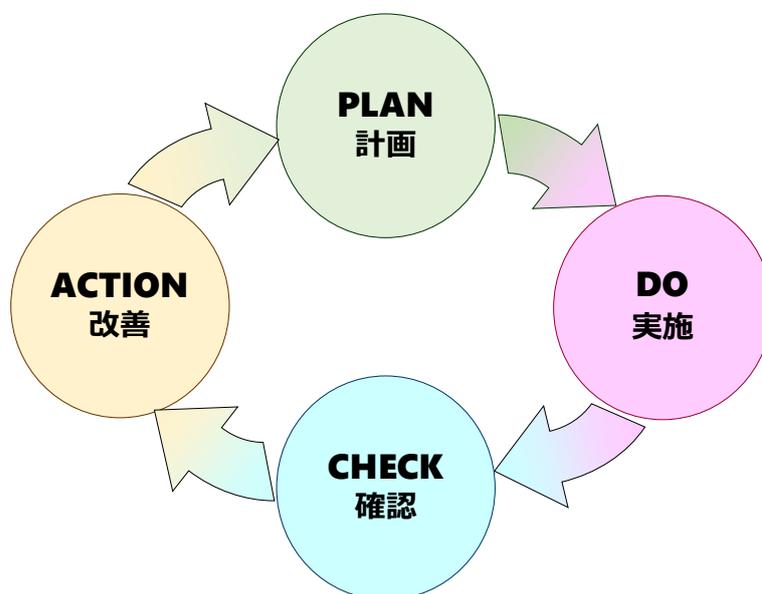
2 計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「洞爺湖町地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙や洞爺湖町ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

第6章 洞爺湖町を取り巻く現状

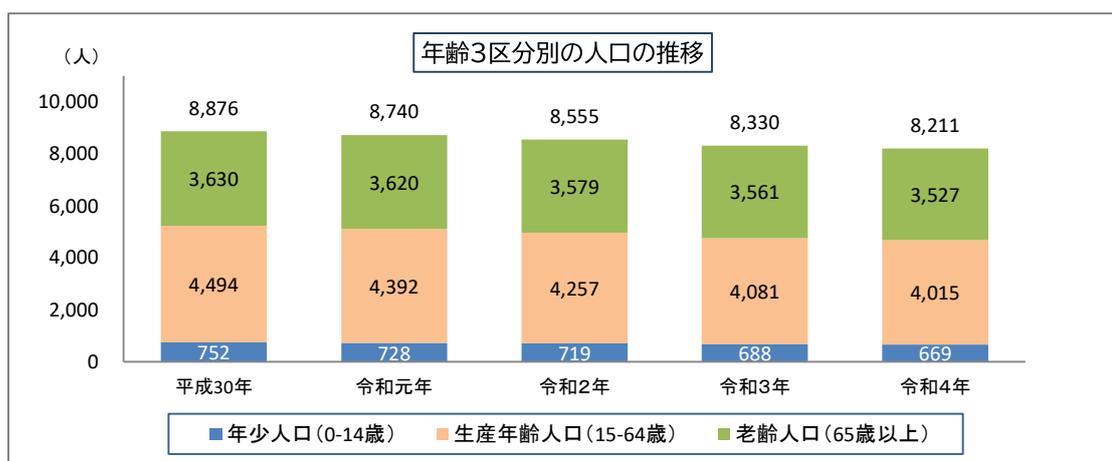
第6章 洞爺湖町を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1)人口の推移

当町の人口は、平成30年の8,876人から令和4年の8,211人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、全ての区分において減少傾向で推移していますが、高齢人口と比較して年少人口、生産年齢人口は減少の割合が大きく、少子高齢化が進行しています。

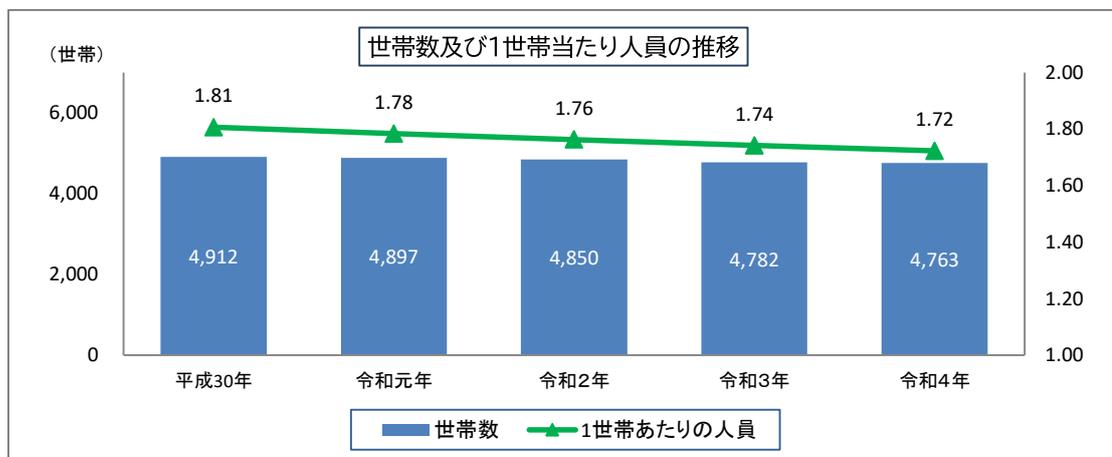


(各年10月1日現在)

(2)世帯の推移

世帯数は、平成30年の4,912世帯から令和4年の4,763世帯と年々減少傾向で推移しています。

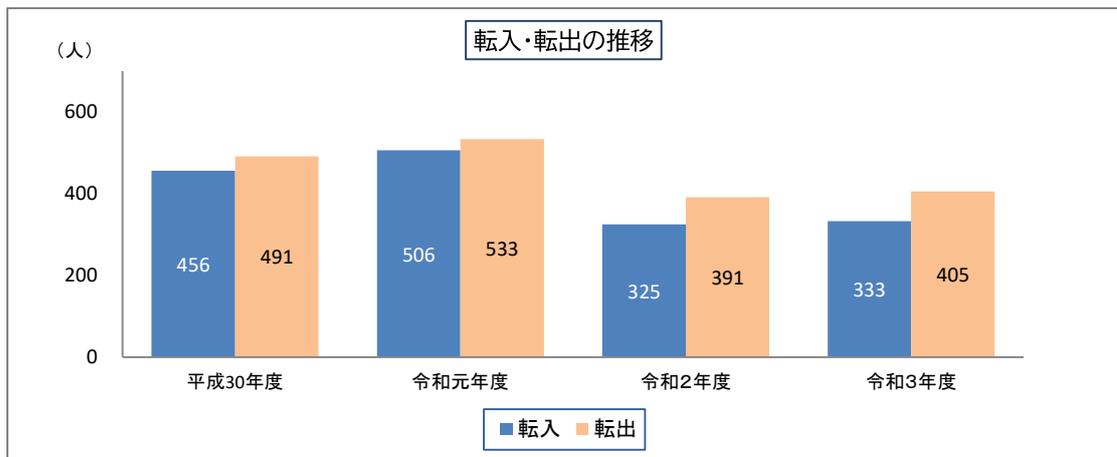
1世帯あたりの人員も、年々減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



(各年10月1日現在)

(3) 転入・転出の推移

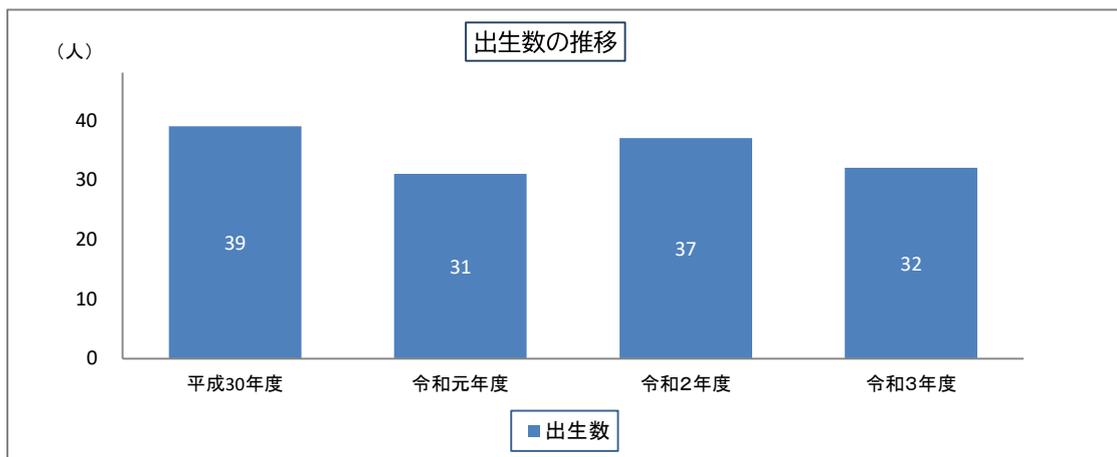
転入・転出に関しては、平成30年度以降、全ての年度で転出が転入を上回っています。



(各年度合計)

(4) 出生数の推移

出生数は、年度ごとにばらつきがあり、令和3年度は32人となっています。



(各年度合計)

2 子どもの状況

(1)園児数の状況

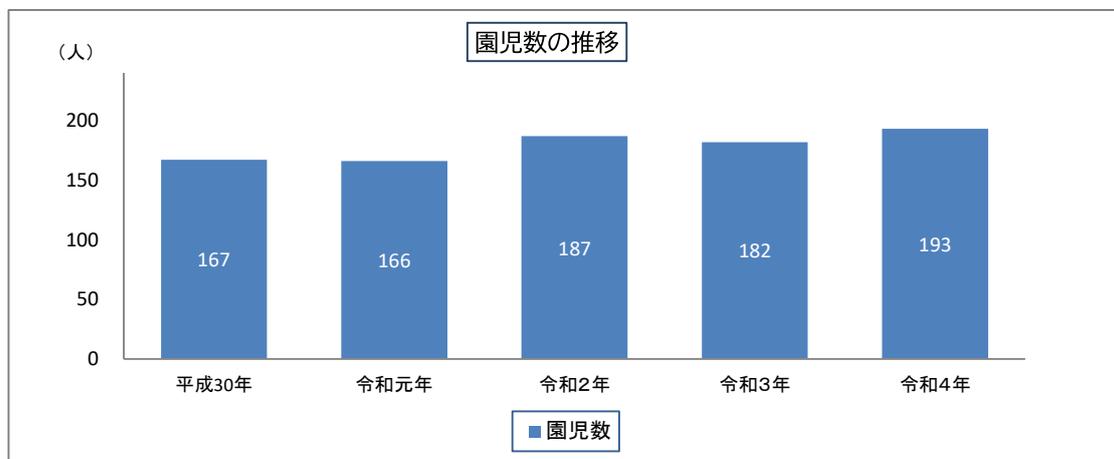
園児数の合計は、平成30年の167人から、令和4年の193人と年ごとの増減はあるものの増加しています。

保育園での令和4年度の定員に対する園児数では、定員を上回っている園はありません。

【園児数の推移】

保育園・幼稚園名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成4年度 定員数
本町保育所	29	28	30	37	39	60
入江保育所	35	37	42	44	41	90
桜ヶ丘保育所	33	31	31	22	24	60
洞爺保育所	21	29	36	32	34	35
小計	118	125	139	135	138	245
とうやこ幼稚園	49	41	48	47	55	80
小計	43	44	45	47	46	80
合計	167	166	187	182	193	325

(各年5月1日現在)



(2)児童数の状況

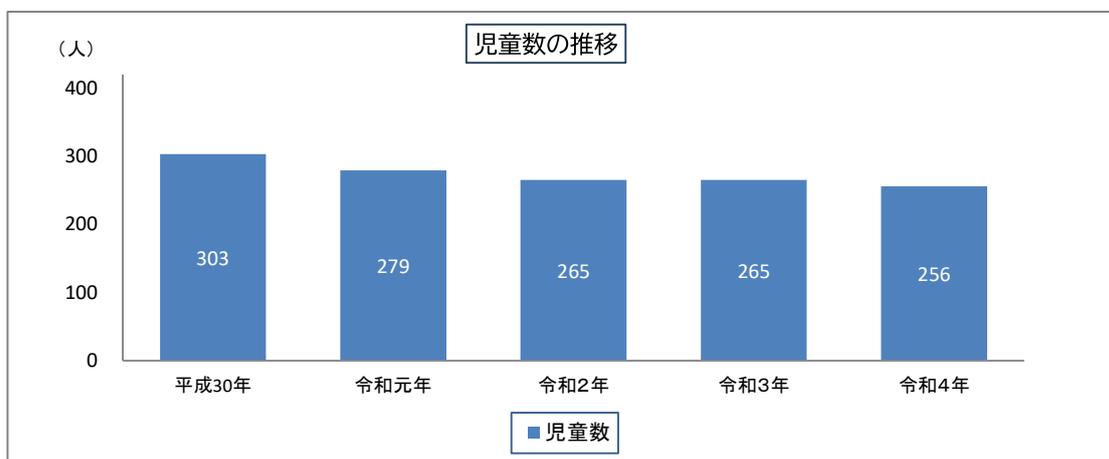
児童数の合計は、平成30年の303人から令和4年の256人と年々減少傾向で推移しています。

小学校ごとの児童数の推移では、虻田小学校、洞爺湖温泉小学校は、減少傾向となっており、とうや小学校はほぼ横ばいで推移しています。

【児童数の推移】

小学校名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
虻田小学校	283	272	256	251	227
洞爺湖温泉小学校	48	53	44	39	35
とうや小学校	64	64	68	59	62
合計	303	279	265	265	256

(各年5月1日現在)



(3)学童保育クラブの状況

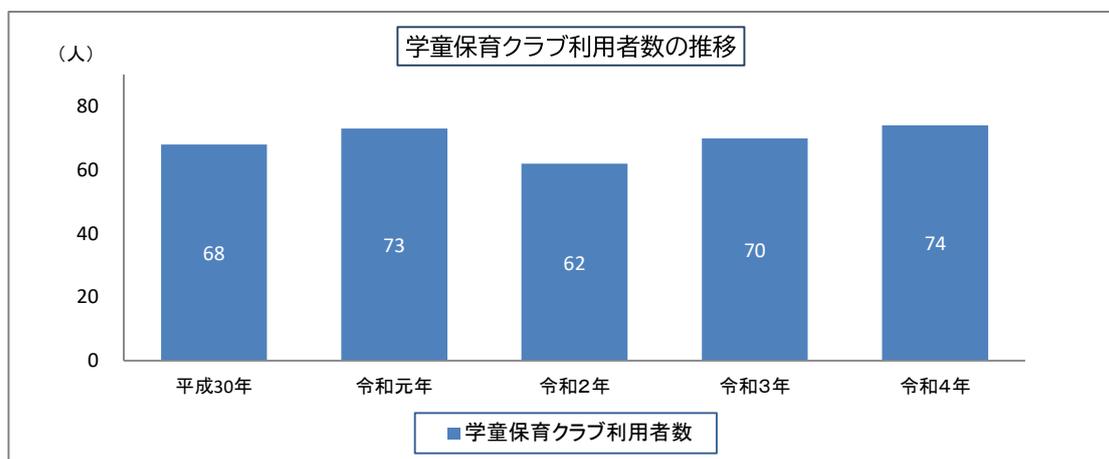
学童保育クラブ利用者数の合計は、平成30年の68人から、令和4年の74人と年度ごとのばらつきがみられます。

学童保育クラブごとの利用者数の推移では、児童会「風っ子」が減少傾向、児童会「とうや児童クラブ」が増加傾向で推移しています。

【学童保育クラブ利用者数の推移】

学童保育クラブ名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
児童会「風っ子」	35	39	29	27	24
児童会「洞爺湖クラブ」	16	19	16	20	18
児童会「とうや児童クラブ」	17	15	17	23	32
合計	68	73	62	70	74

(各年5月1日現在)



(4)生徒数の現状

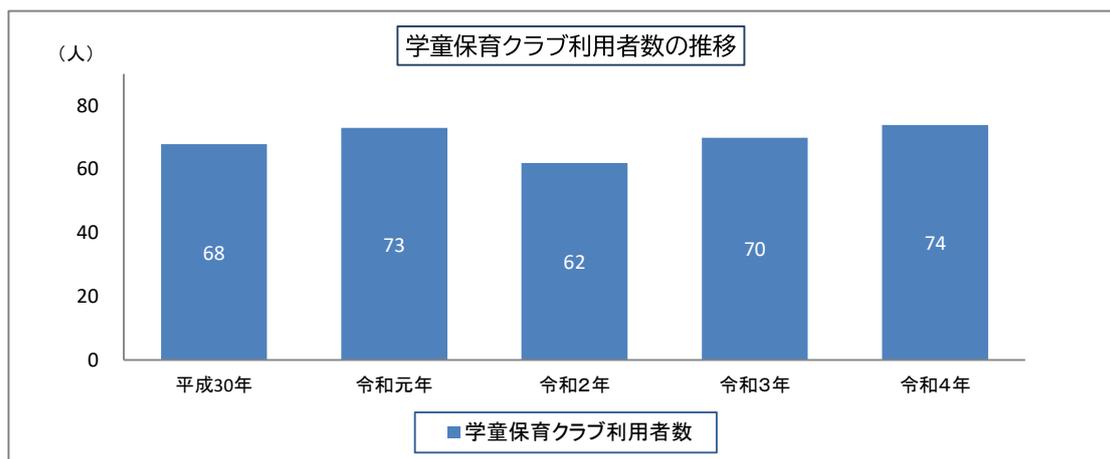
生徒数の合計は、平成30年の 212 人から、令和4年の 194 人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

中学校、高等学校ごとの生徒数を平成30年と令和4年で比較すると虻田中学校は減少しており、洞爺中学校、虻田高等学校はほぼ横ばいとなっています。

【生徒数の推移】

学校名	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
虻田中学校	134	160	137	132	114
洞爺中学校	30	30	30	36	31
小 計	164	190	167	168	145
虻田高等学校	48	42	37	38	49
小 計	48	42	37	38	49
合 計	212	232	204	206	194

(各年5月1日現在)

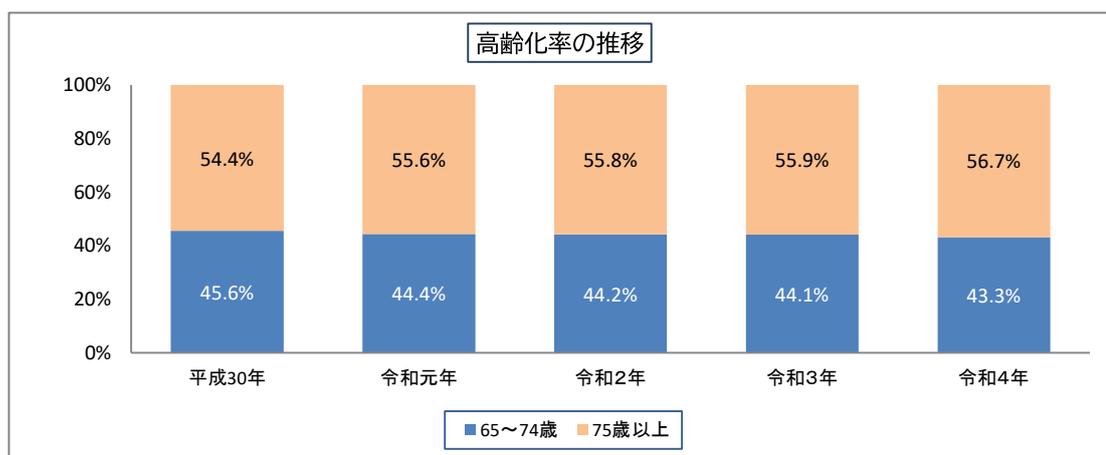
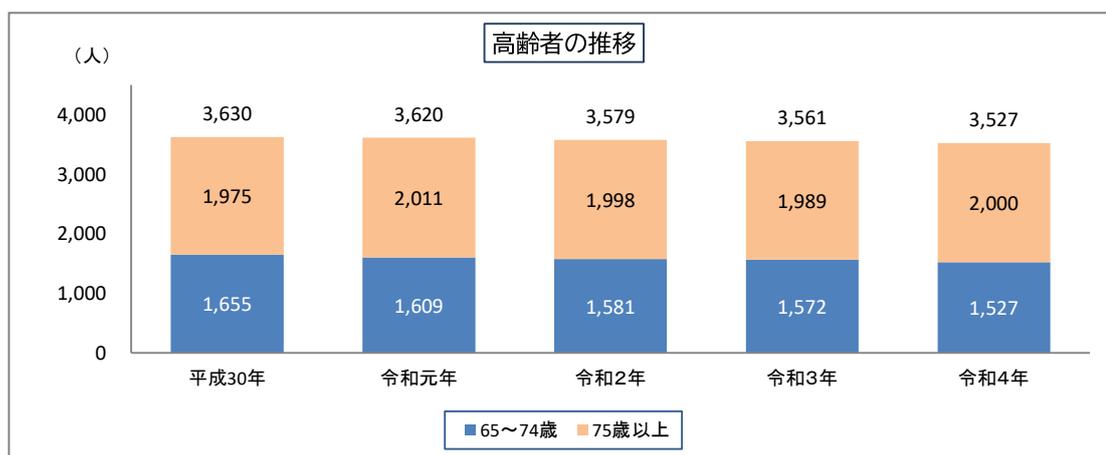


3 高齢者の状況

(1) 高齢者数の状況

高齢者数は、平成30年の3,630人から、令和4年の3,527人と年々減少傾向で推移しています。

高齢者全体に占める後期高齢者(75歳以上)の割合は、平成30年の54.4%から、令和4年は56.7%と増加傾向で推移しています。

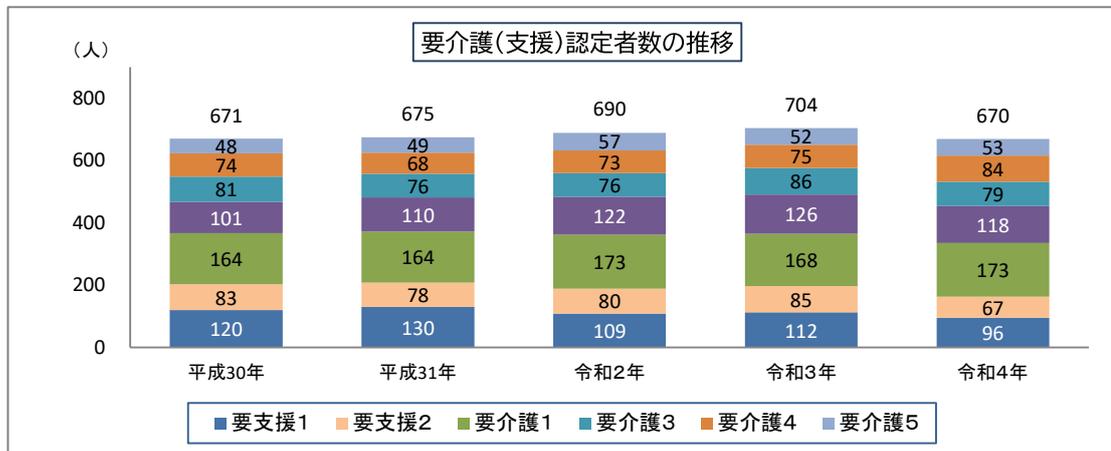


(各年10月1日現在)

(2)要介護(支援)認定者の状況

要介護(支援)認定者数の推移をみると、平成30年から令和3年まで増加傾向で推移していましたが、令和4年には減少しています。

要介護(支援)度別の認定者数の推移では、全ての年において、要介護1が最も多くなっています。



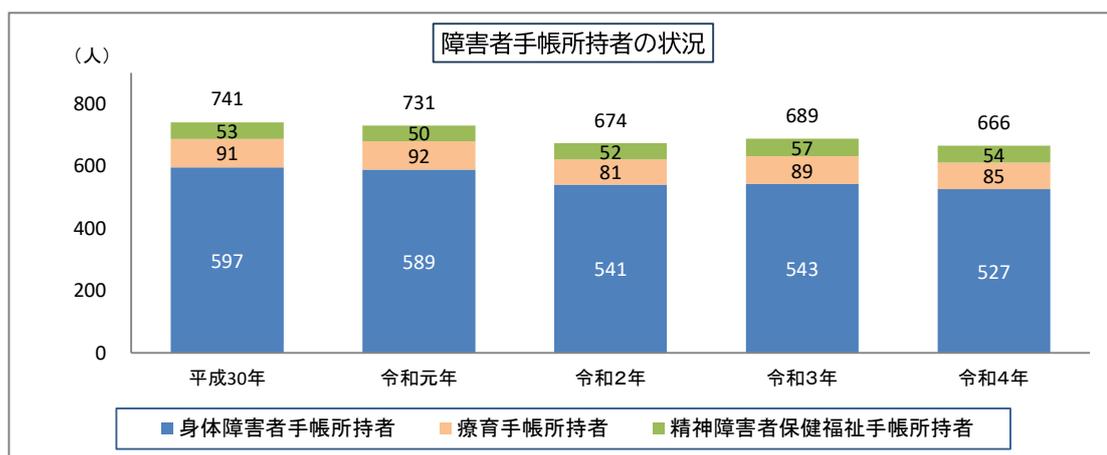
(各年3月末日現在)

4 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者は、平成30年の741人から令和4年の666人と年ごとのばらつきがみられるものの減少しています。

また、障害者手帳種別ごとの推移では、身体障害者手帳、療育手帳が減少、精神障害者保健福祉手帳がほぼ横ばいで推移しています。



(各年10月1日現在)

5 アンケート調査から見た状況

(1)アンケート調査概要

①調査目的

本調査は、「洞爺湖町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

②調査概要

- 調査対象者 洞爺湖町在住の18歳以上の方の中から1,000人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査時期 令和4年9月～10月

③回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
1,000	444	44.4%

④集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

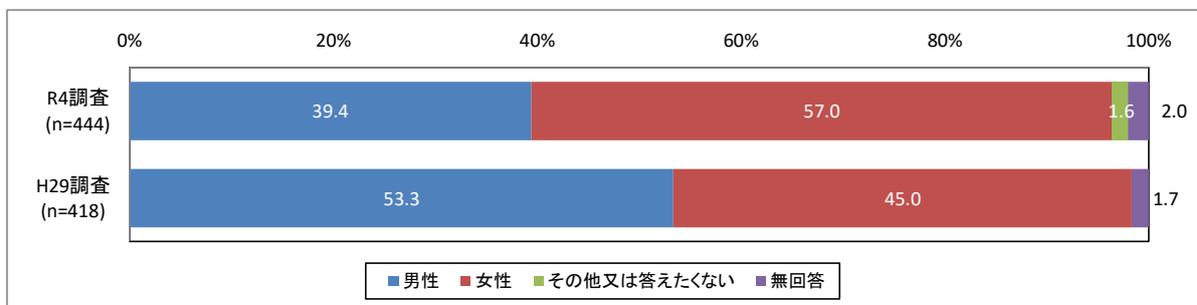
(2)アンケート調査結果

①属性

○性別

「女性」が57.0%で最も多く、次いで「男性」39.4%、「その他又は答えたくない」1.6%の順となっています。

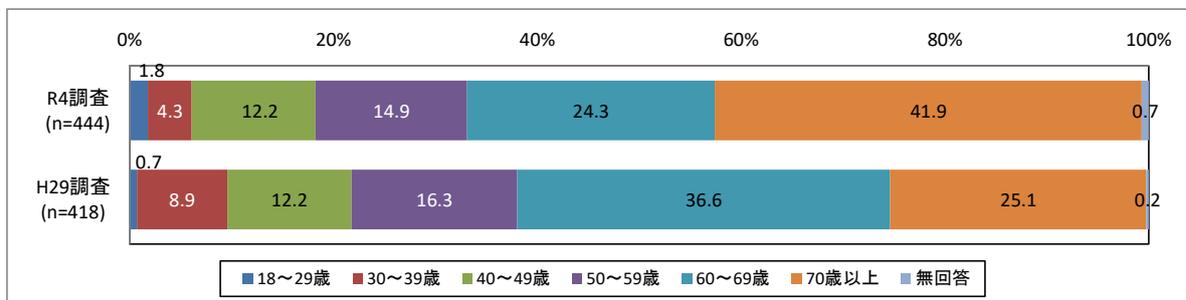
平成29年に実施した前回調査と今回調査を比較すると、「女性」の回答が増加しています。



○年齢

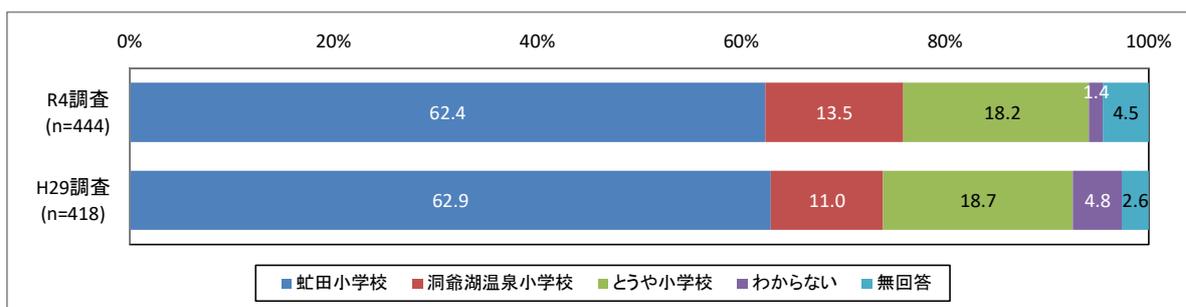
「70歳以上」が41.9%で最も多く、次いで「60～69歳」24.3%、「50～59歳」14.9%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「70歳以上」の回答が増加し、「30～39歳」「60～69歳」の回答が減少しています。



○小学校区

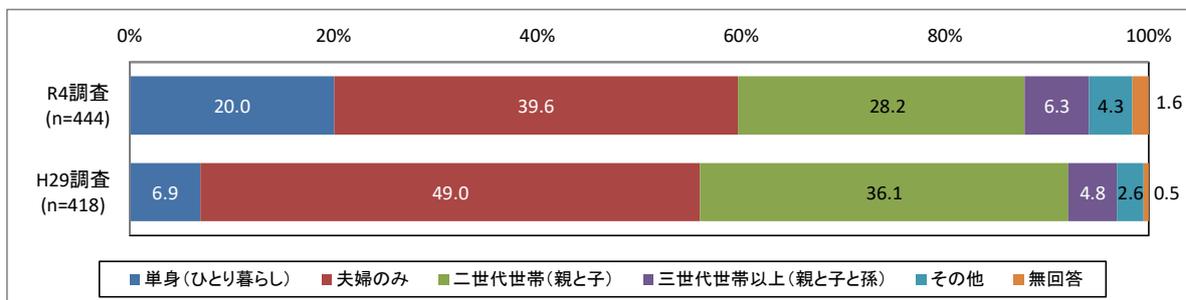
「虻田小学校」が62.4%で最も多く、次いで「とうや小学校」18.2%、「洞爺湖温泉小学校」13.5%の順となっています。



○家族構成

「夫婦のみ」が39.6%で最も多く、次いで「二世帯世帯(親と子)」28.2%、「単身(ひとり暮らし)」20.0%の順となっています。

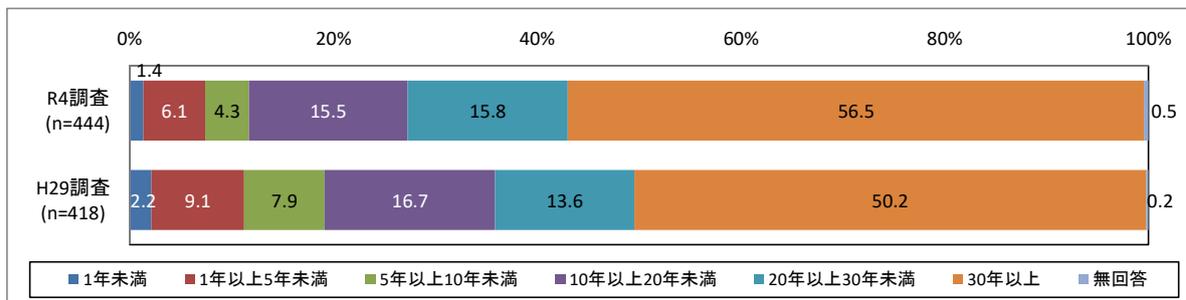
前回調査と今回調査を比較すると、「単身(ひとり暮らし)」の回答が増加し、「夫婦のみ」「二世帯世帯(親と子)」の回答が減少しています。



○居住年数

「30年以上」が56.5%で最も多く、次いで「20年以上30年未満」15.8%、「10年以上20年未満」15.5%の順となっています。

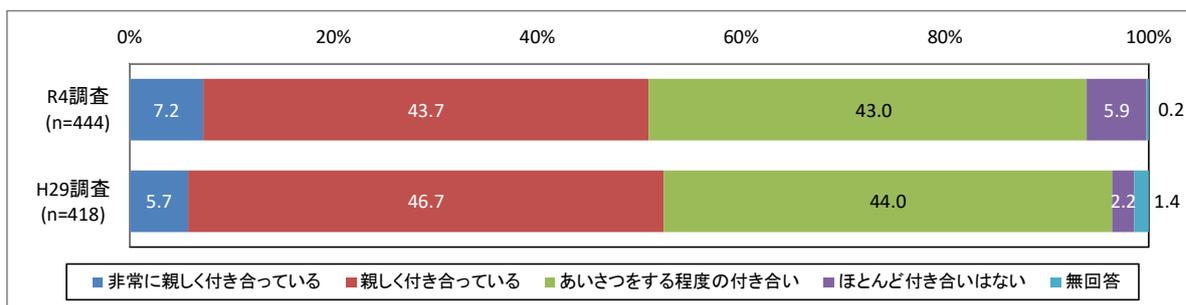
前回調査と今回調査を比較すると、「20年以上30年未満」「30年以上」の回答が増加しています。



②「地域」との関わりについて

○近所づきあいの程度

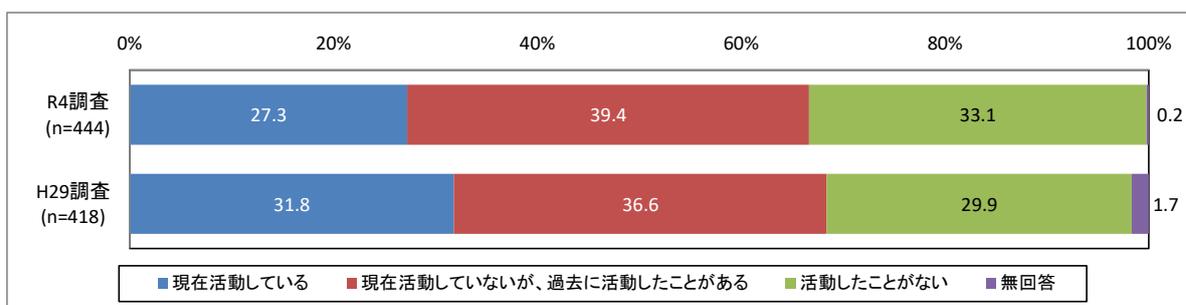
「親しく付き合っている」が43.7%で最も多く、次いで「あいさつをする程度の付き合い」43.0%、「非常に親しく付き合っている」7.2%の順となっています。



○地域活動の参加の有無

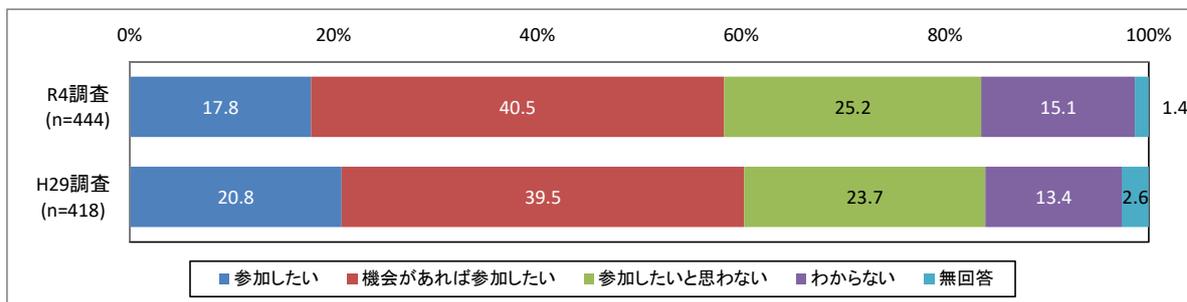
「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が39.4%で最も多く、次いで「活動したことがない」33.1%、「現在活動している」27.3%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」「活動したことがない」の回答が増加し、「現在活動している」の回答が減少しています。



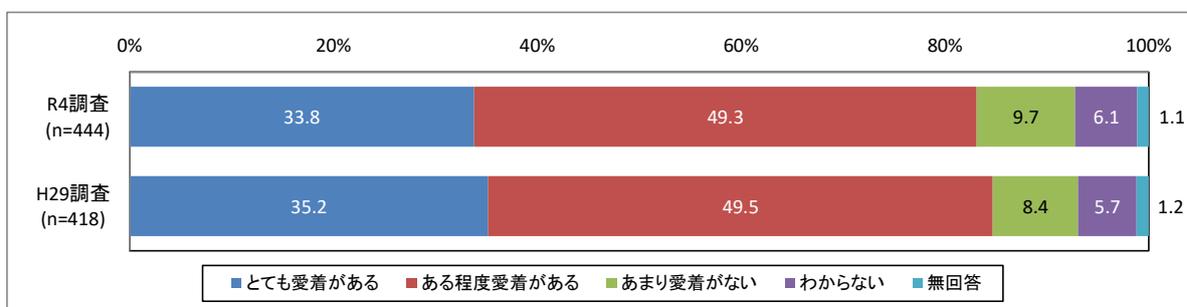
○地域活動や行事への参加意欲

「機会があれば参加したい」が 40.5%で最も多く、次いで「参加したいと思わない」25.2%、「参加したい」17.8%の順となっています。



○地域への愛着

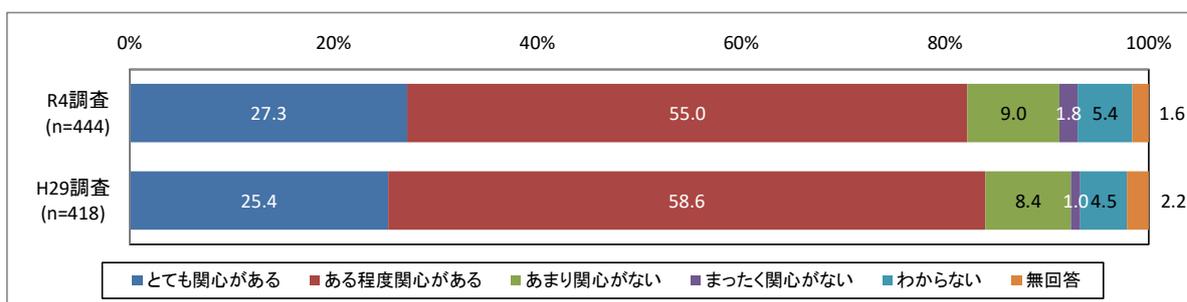
「ある程度愛着がある」が 49.3%で最も多く、次いで「とても愛着がある」33.8%、「あまり愛着がない」9.7%の順となっています。



③「福祉」について

○福祉への関心

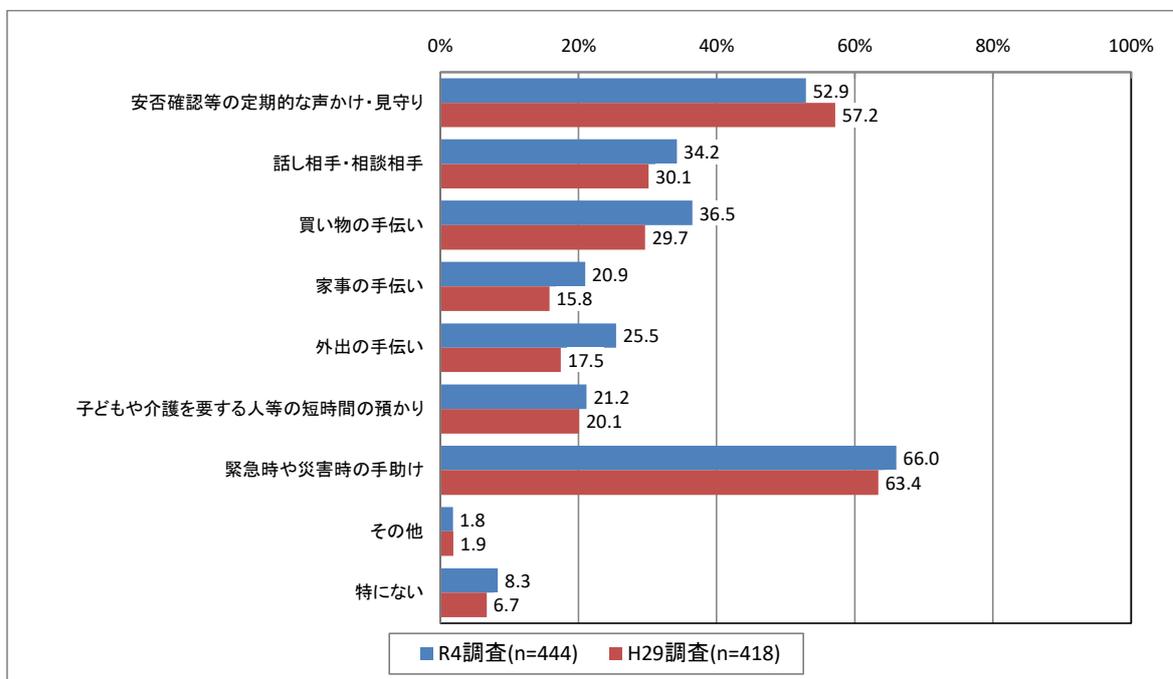
「ある程度関心がある」が 55.0%で最も多く、次いで「とても関心がある」27.3%、「あまり関心がない」9.0%の順となっています。



○地域の人にしてほしい支援(複数回答)

「緊急時や災害時の手助け」が 66.0%で最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」52.9%、「買い物の手伝い」36.5%の順となっています。

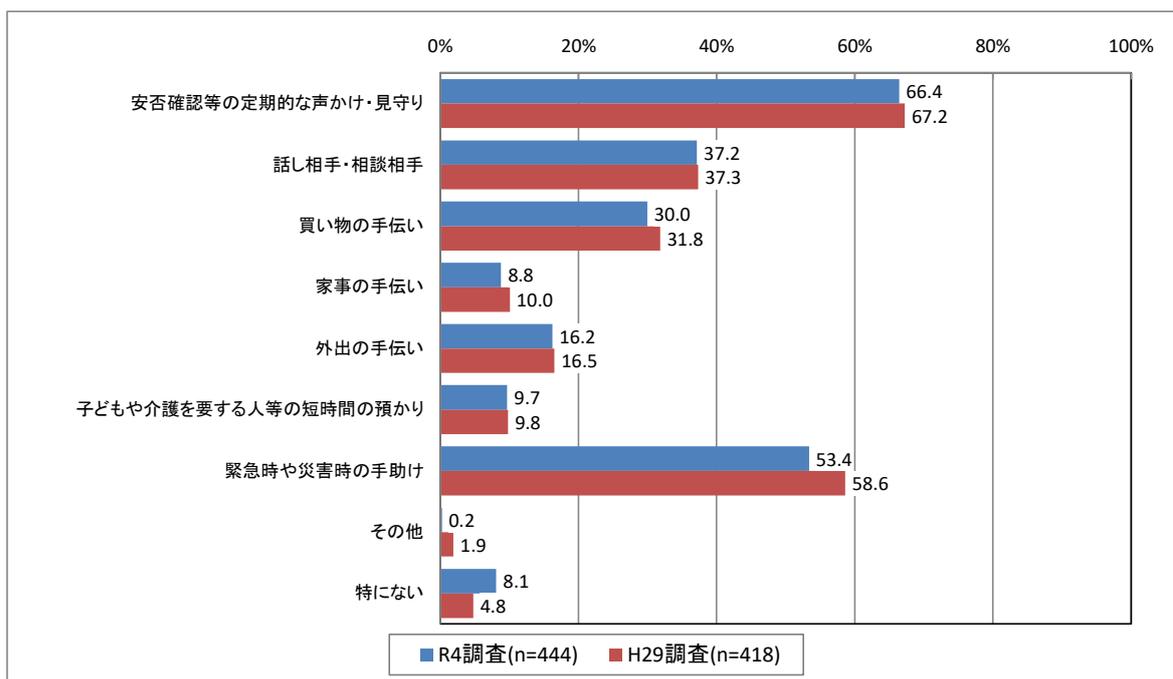
前回調査と今回調査を比較すると、「外出の手伝い」「買い物の手伝い」「家事の手伝い」などとした回答が増加し、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」とした回答が減少しています。



○地域の人に自分ができる支援(複数回答)

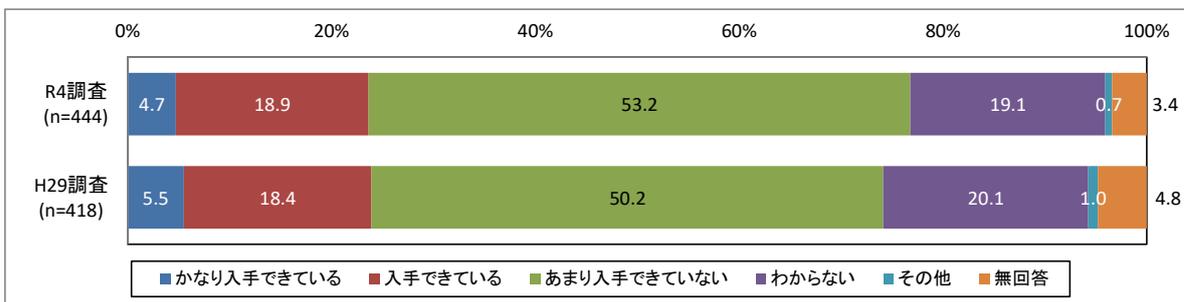
「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が 66.4%で最も多く、次いで「緊急時や災害時の手助け」53.4%、「話し相手・相談相手」37.2%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「特にない」とした回答が増加し、ほとんどの回答が減少しています。



○「福祉サービス」に関する情報の入手程度

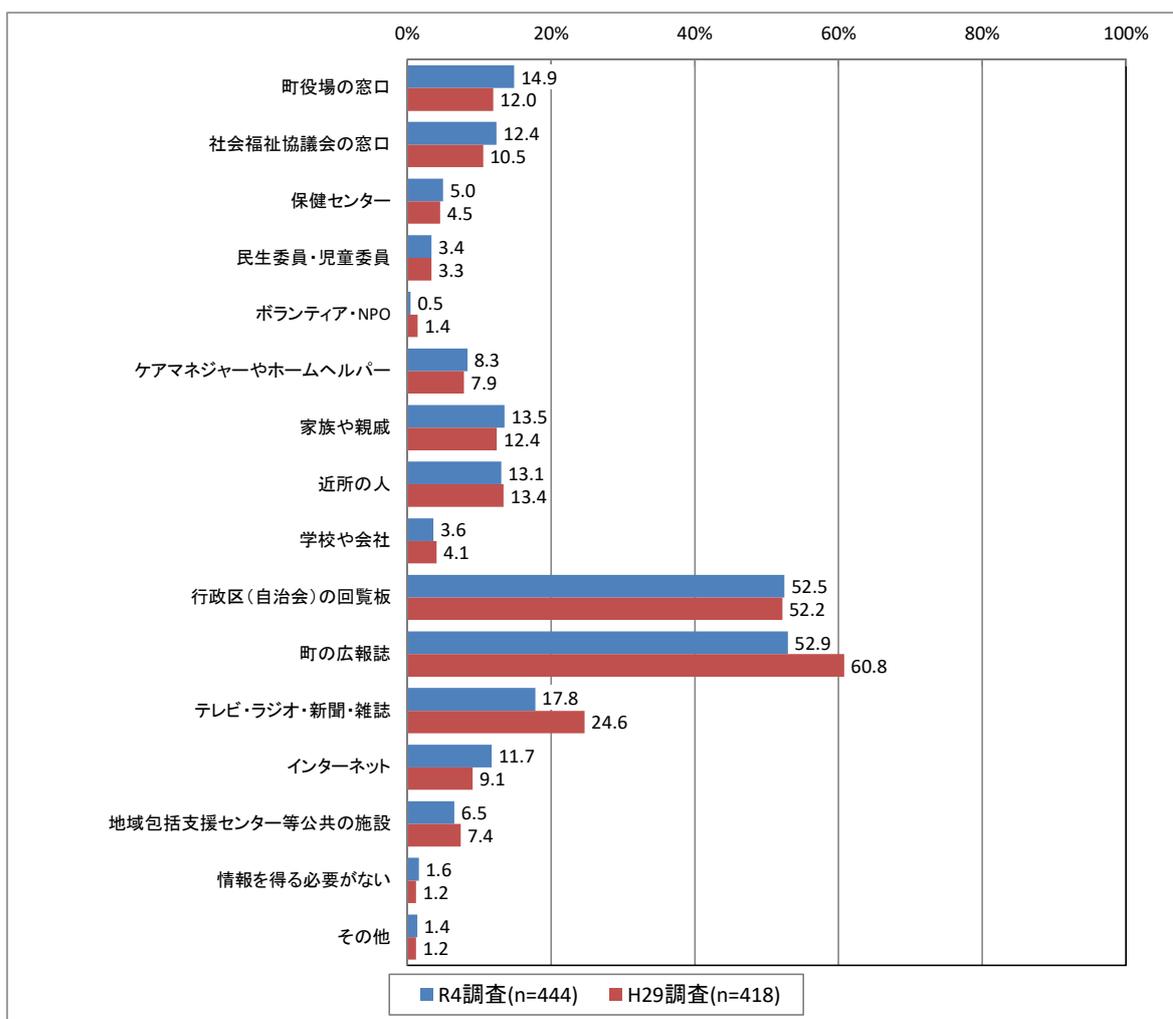
「あまり入手できていない」が 53.2%で最も多く、次いで「わからない」19.1%、「入手できている」18.9%の順となっています。



○「福祉サービス」に関する情報の入手方法(複数回答)

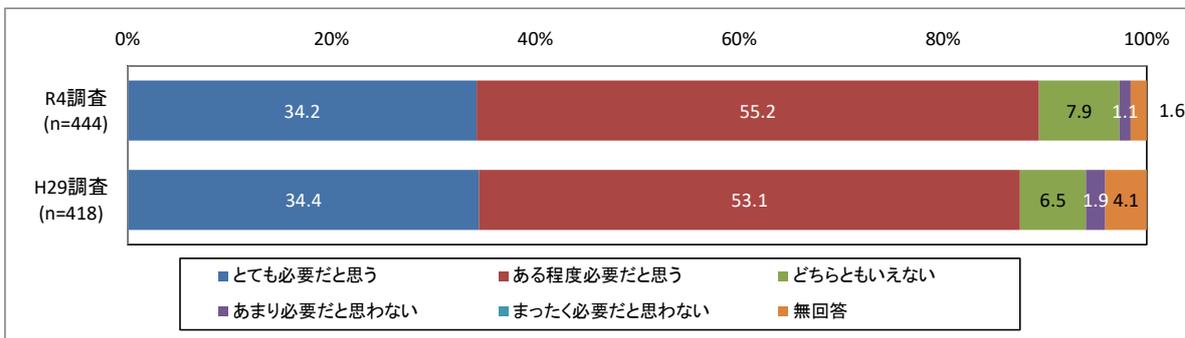
「町の広報紙」が 52.9%で最も多く、次いで「行政区(自治会)の回覧板」52.5%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」17.8%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「町役場の窓口」「インターネット」などとした回答が増加し、「町の広報紙」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」などとした回答が減少しています。



○住民同士の助け合いや支えあいの必要性

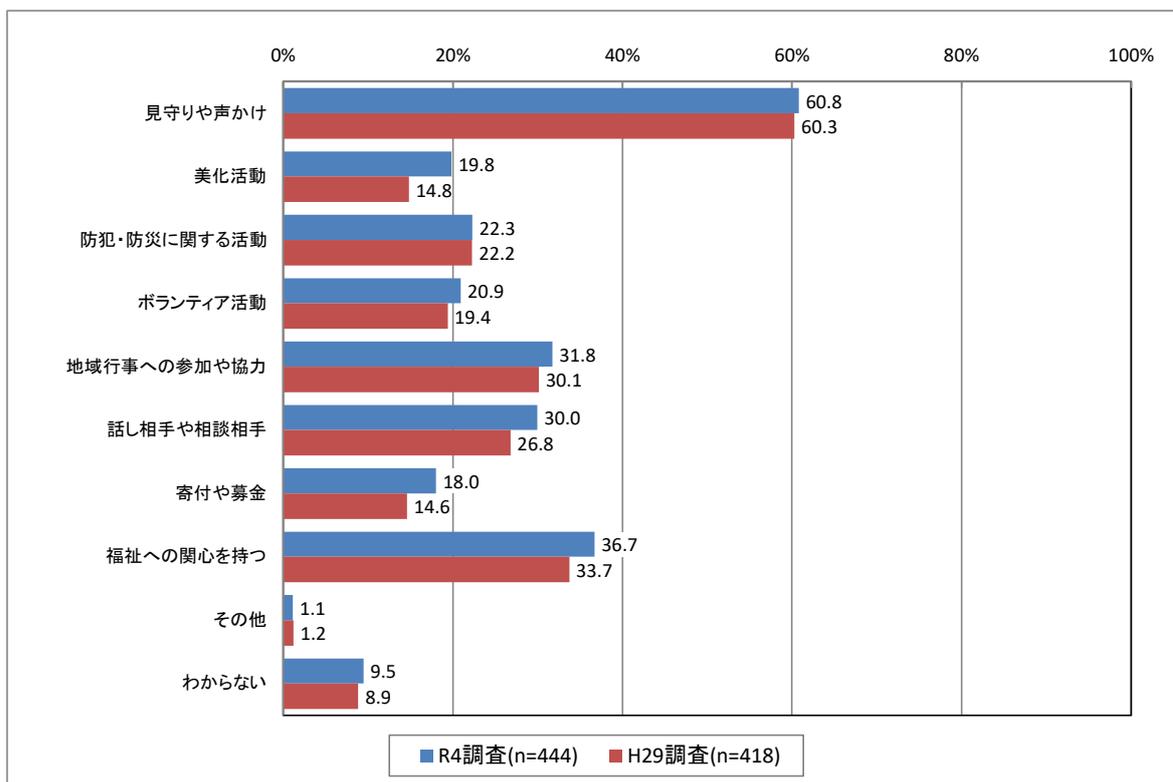
「ある程度必要だと思う」が 55.2%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」34.2%、「どちらともいえない」7.9%の順となっています。



○住民が安心して暮らせるようにあなたができると思うこと(複数回答)

「見守りや声かけ」が 60.8%で最も多く、次いで「福祉への関心を持つ」36.7%、「地域行事への参加や協力」31.8%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、ほとんどの回答が増加しています。

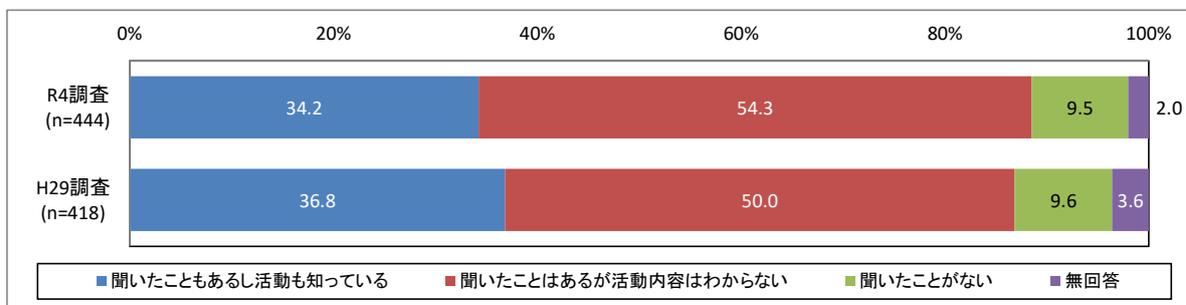


④地域福祉に関わる機関や団体について

○社会福祉協議会の活動

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が54.3%で最も多く、次いで「聞いたこともあるし活動も知っている」34.2%、「聞いたことがない」9.5%の順となっています。

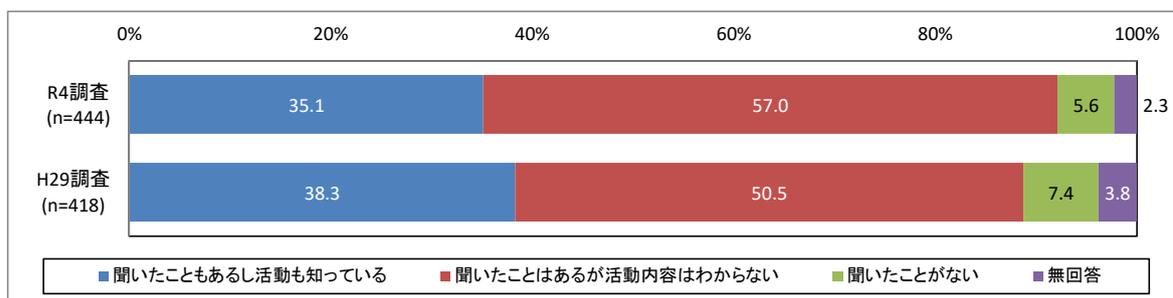
前回調査と今回調査を比較すると、「聞いたことはあるが活動内容はわからない」の回答が増加し、「聞いたこともあるし活動も知っている」の回答が減少しています。



○民生委員・児童委員が行う活動

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が57.0%で最も多く、次いで「聞いたこともあるし活動も知っている」35.1%、「聞いたことがない」5.6%の順となっています。

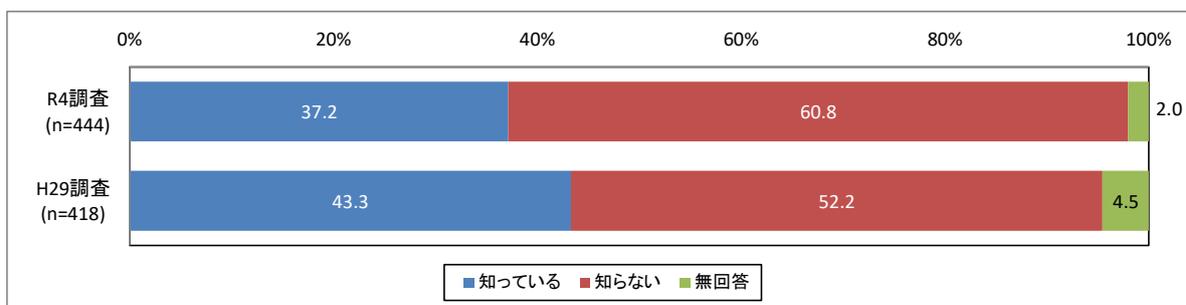
前回調査と今回調査を比較すると、「聞いたことはあるが活動内容はわからない」の回答が増加し、「聞いたこともあるし活動も知っている」「聞いたことがない」の回答が減少しています。



○お住まいの地区の担当民生委員・児童委員

「知っている」が37.2%、「知らない」が60.8%となっています。

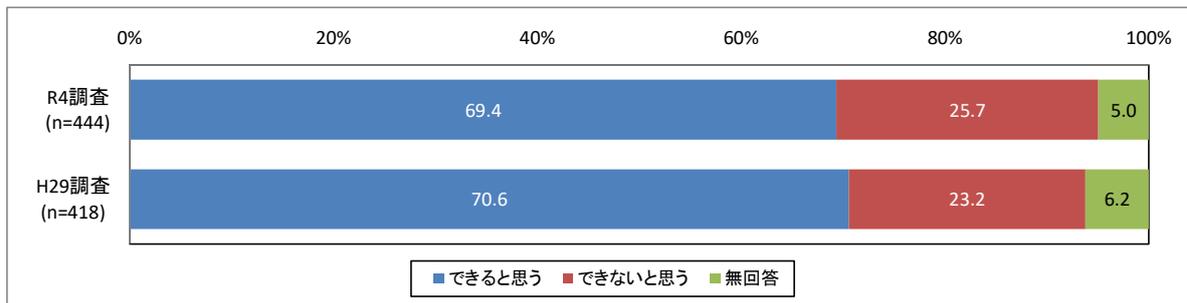
前回調査と今回調査を比較すると、「知らない」の回答が増加し、「知っている」の回答が減少しています。



⑤災害時の避難について

○災害など緊急事態が発生した場合の避難

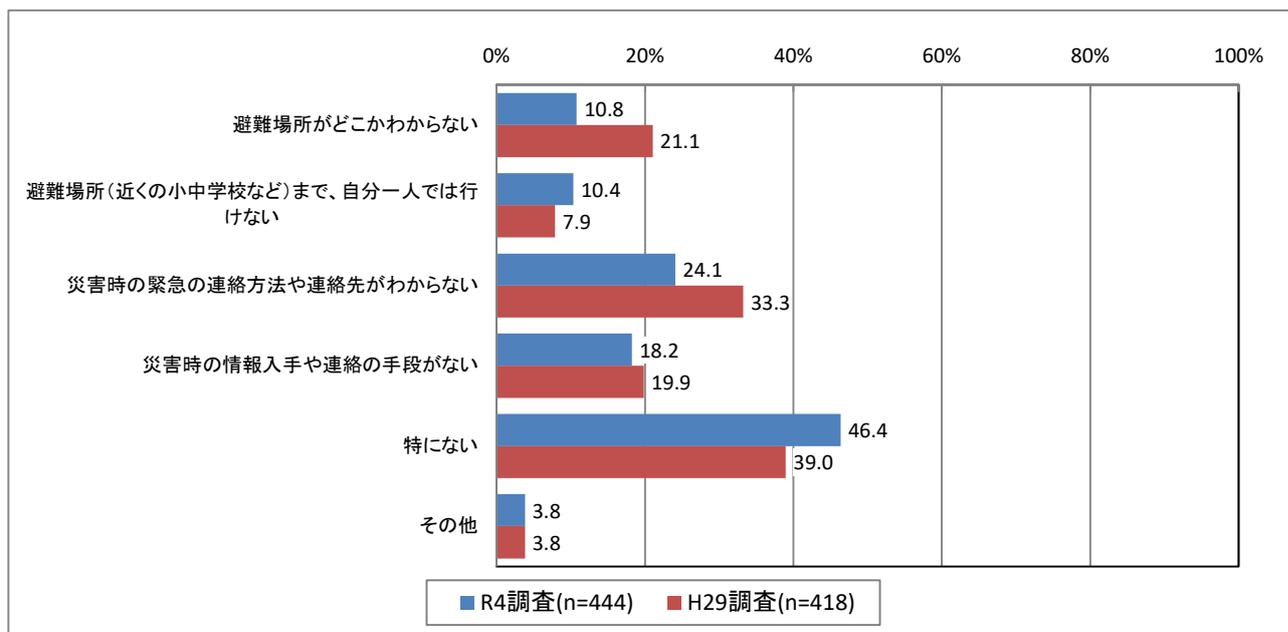
「できると思う」が 69.4%、「できないと思う」が 25.7%となっています。



○地震や台風などの災害発生時に困ること(複数回答)

「特にない」が 46.4%で最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」24.1%、「災害時の情報入手や連絡の手段がない」18.2%の順となっています。

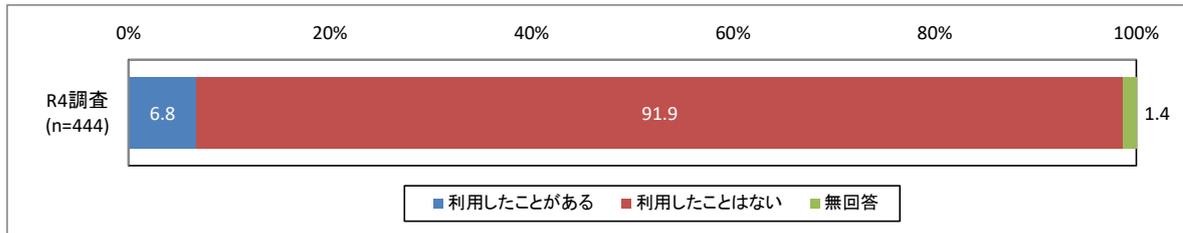
前回調査と今回調査を比較すると、「特にない」などとした回答が増加し、「避難場所がどこかわからない」「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」などとした回答が減少しています。



⑥地域食堂(子ども食堂)について

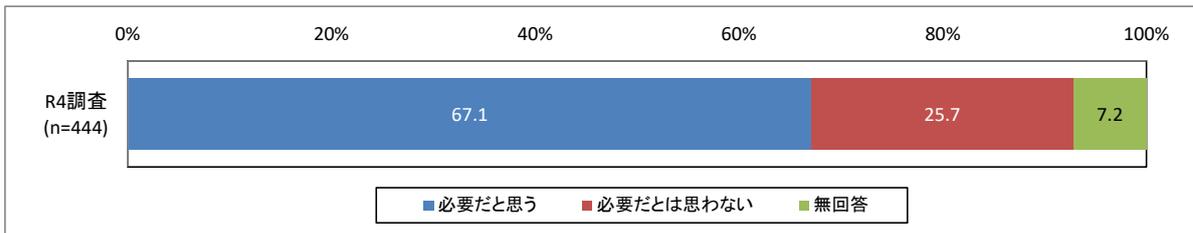
○地域食堂(子ども食堂)の利用状況

「利用したことがある」が6.8%、「利用したことはない」が91.9%となっています。



○住んでいる地域への地域食堂(子ども食堂)の必要性

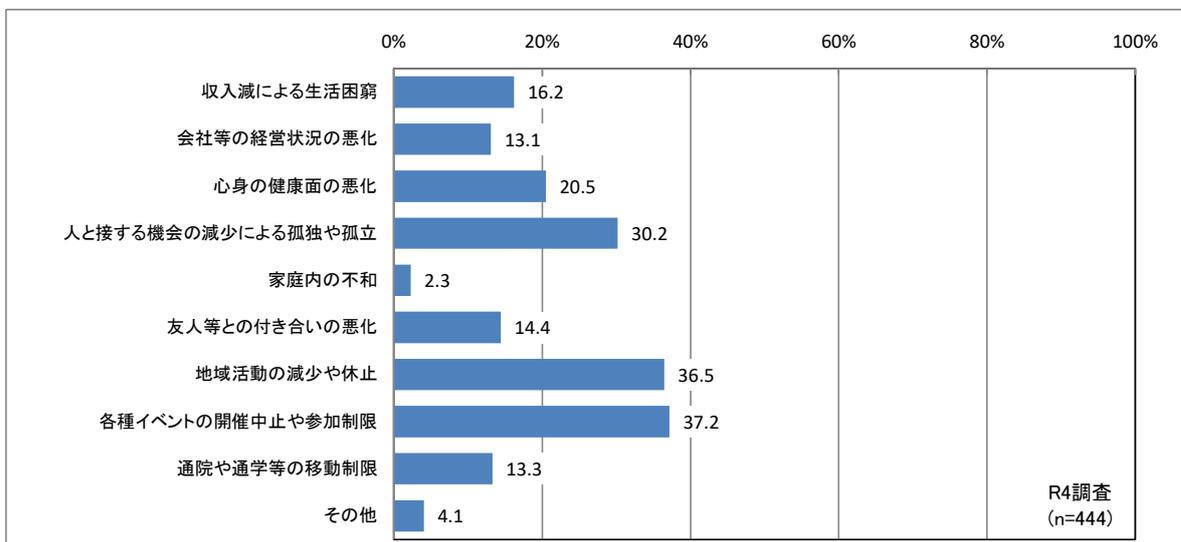
「必要だと思う」が67.1%、「必要だとは思わない」が25.7%となっています。



⑦コロナ禍の生活について

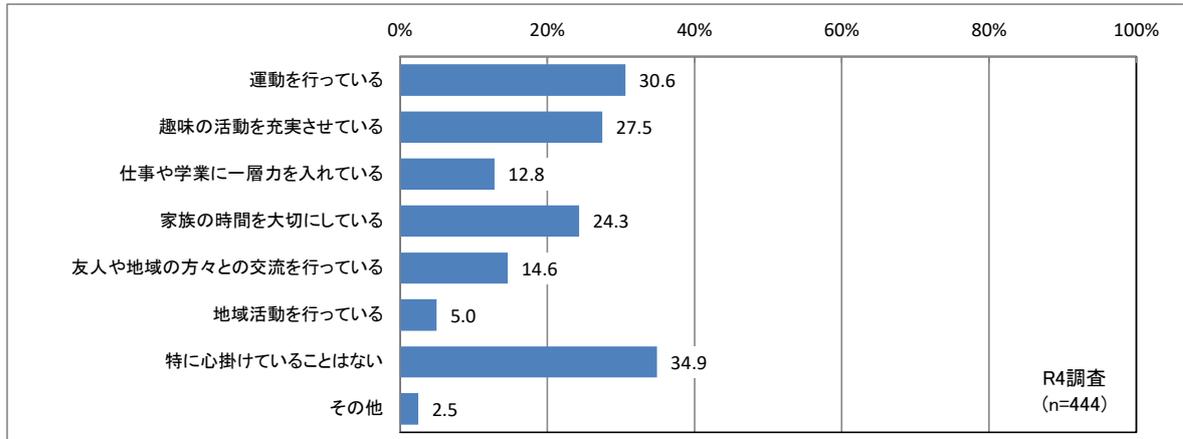
○コロナ禍で困っていること(複数回答)

「各種イベントの開催中止や参加制限」が37.2%で最も多く、次いで「地域活動の減少や休止」36.5%、「人と接する機会の減少による孤独や孤立」30.2%の順となっています。



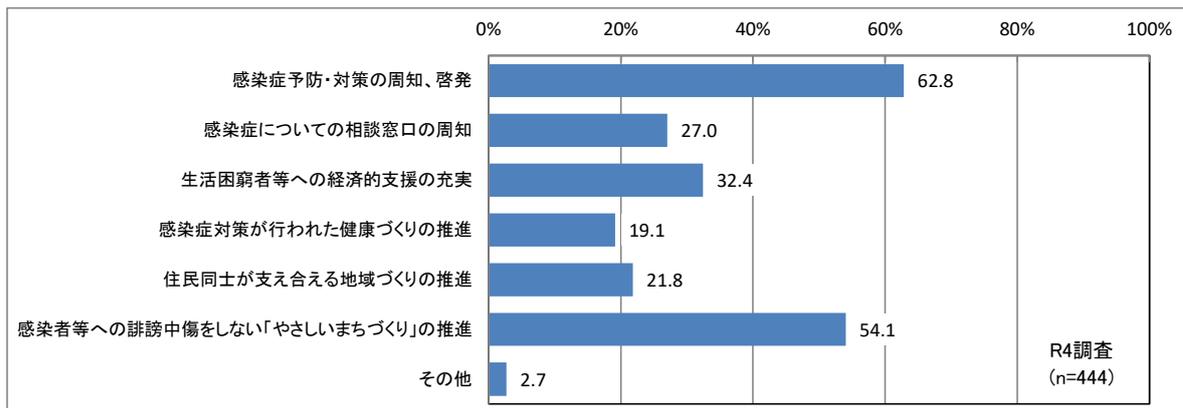
○コロナ禍でも気力や体力が低下しないために心がけていること(複数回答)

「特に心掛けていることはない」が 34.9%で最も多く、次いで「運動を行っている」30.6%、「趣味の活動を充実させている」27.5%の順となっています。



○コロナ禍での困りごとや不安を解消するために大切だと思うこと(複数回答)

「感染症予防・対策の周知、啓発」が 62.8%で最も多く、次いで「感染者等への誹謗中傷をしない「やさしいまちづくり」の推進」54.1%、「生活困窮者等への経済的支援の充実」32.4%の順となっています。

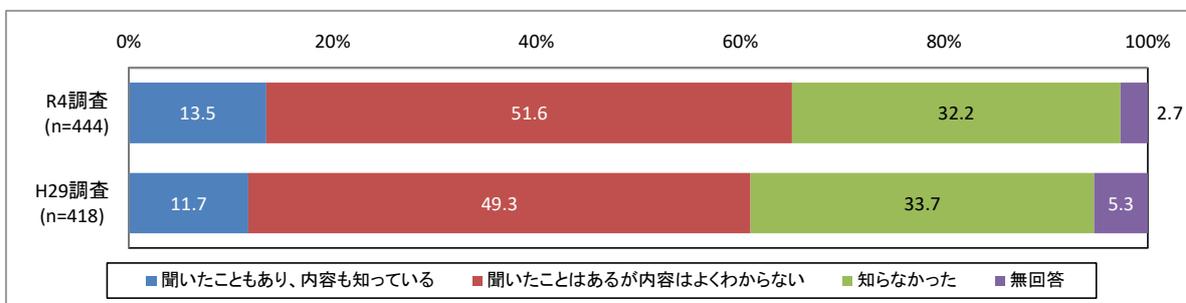


⑧生活困窮者の自立支援について

○生活困窮者自立支援法(制度)の認知度

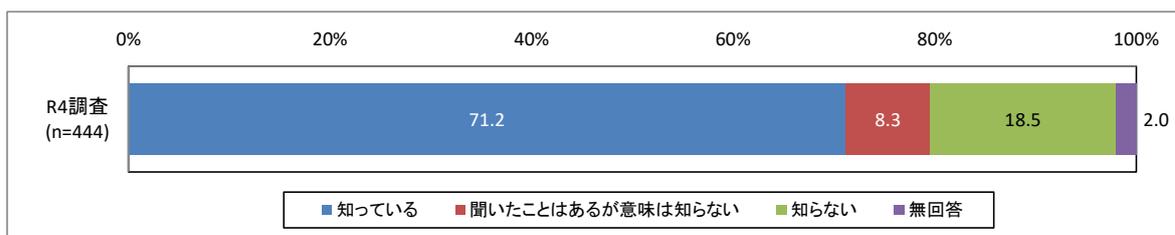
「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 51.6%で最も多く、次いで「知らなかった」32.2%、「聞いたこともあり、内容も知っている」13.5%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」「聞いたこともあり、内容も知っている」の回答が増加し、「知らなかった」の回答が減少しています。



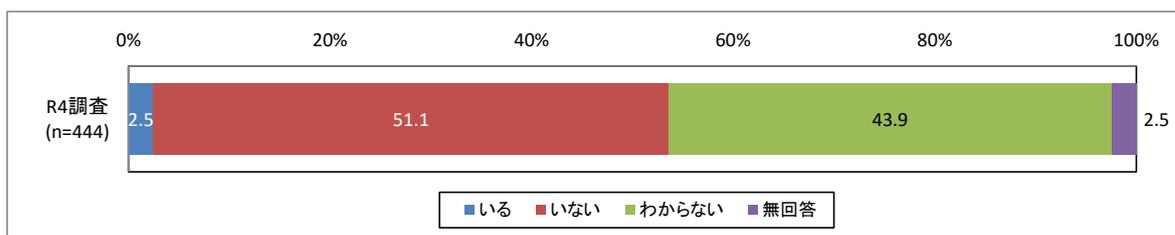
○「ヤングケアラー」という言葉や意味の認知度

「知っている」が 71.2%で最も多く、次いで「知らない」18.5%、「聞いたことはあるが意味は知らない」8.3%の順となっています。



○あなたの周りの「ヤングケアラー」であると思われる人

「いない」が 51.1%で最も多く、次いで「わからない」43.9%、「いる」2.5%の順となっています。

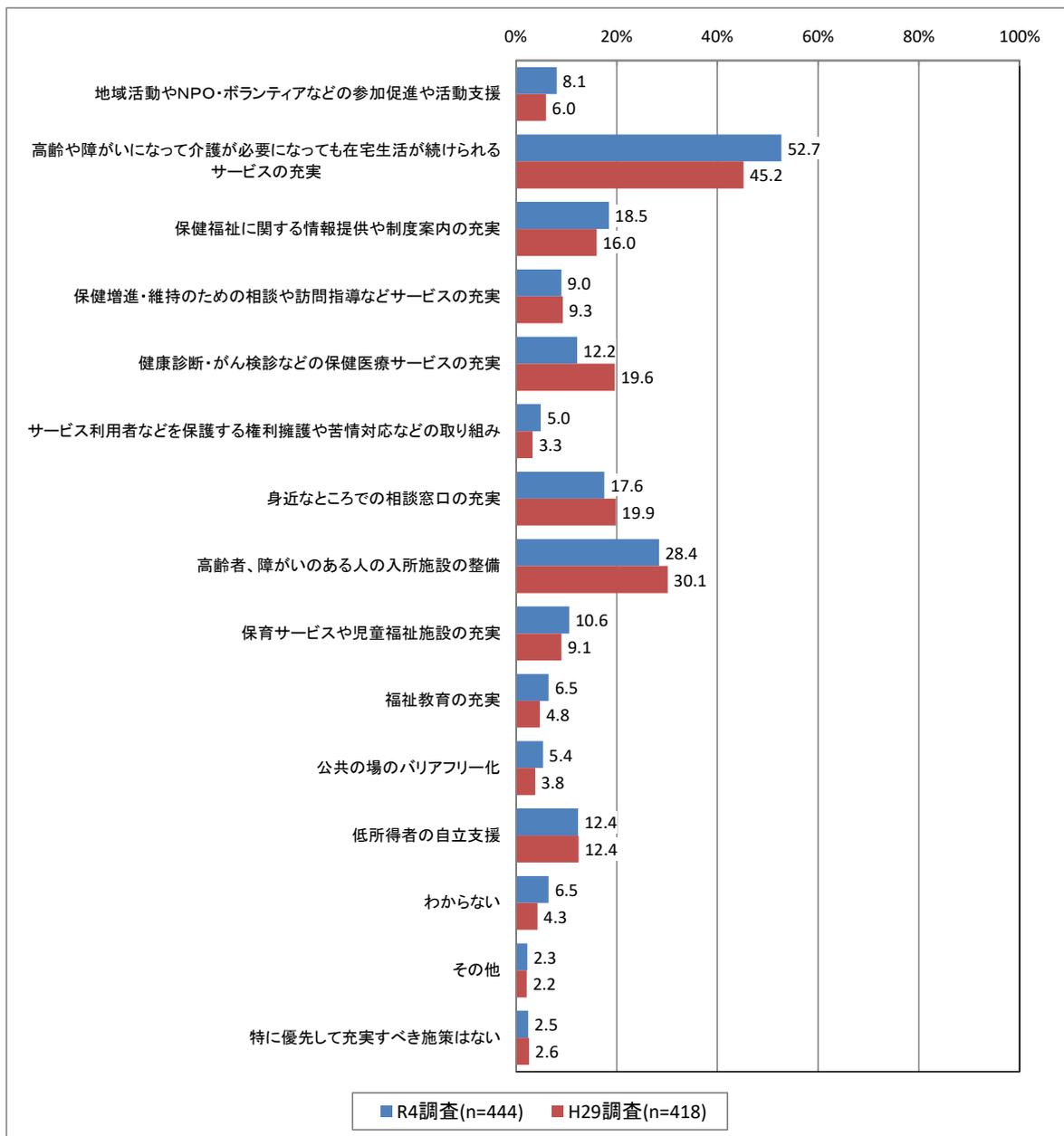


⑨今後の地域福祉のあり方について

○洞爺湖町が優先して取り組むべき施策(○は2つまで)

「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が52.7%で最も多く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」28.4%、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」18.5%の順となっています。

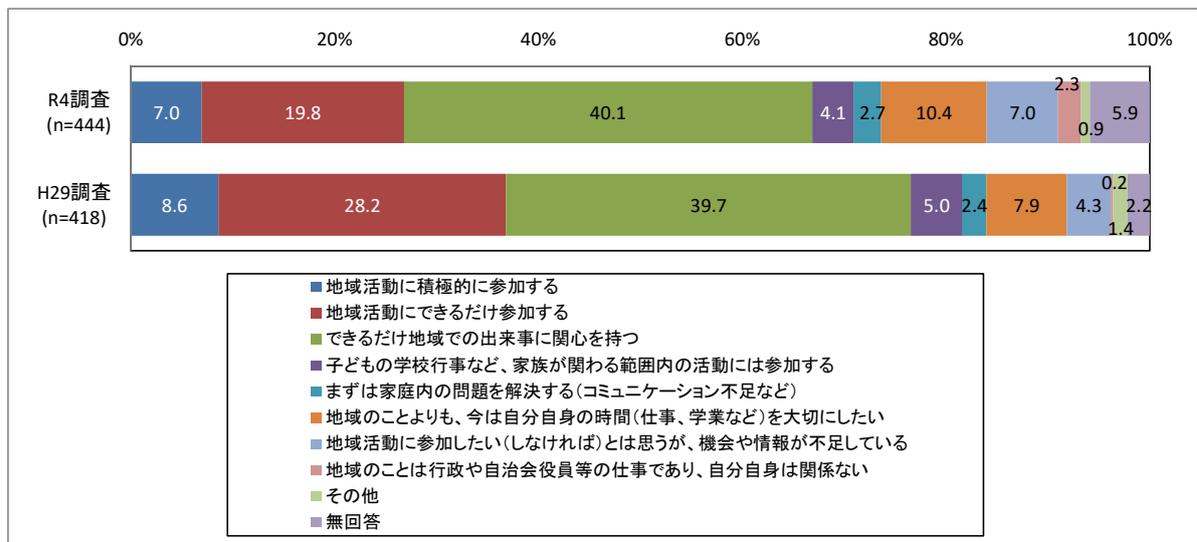
前回調査と今回調査を比較すると、「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」などとした回答が増加し、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」などとした回答が減少しています。



○住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、あなたができること

「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が 40.1%で最も多く、次いで「地域活動にできるだけ参加する」19.8%、「地域のことよりも、今は自分自身の時間(仕事、学業など)を大切にしたい」10.4%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「地域活動に参加したい(しなければ)とは思うが、機会や情報が不足している」「地域のことよりも、今は自分自身の時間(仕事、学業など)を大切にしたい」「地域のごことは行政や自治会役員等の仕事であり、自分自身は関係ない」の回答が増加し、「地域活動にできるだけ参加する」「地域活動に積極的に参加する」の回答が減少しています。



資料編

資料編

洞爺湖町地域福祉計画策定委員会の開催経過

令和4年8月23日	第1回洞爺湖町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・委嘱状の交付・正副委員長の互選について・洞爺湖町地域福祉計画策定委員会設置要綱について・洞爺湖町地域福祉計画の骨子について・第3期洞爺湖町地域福祉計画策定に関するアンケート調査について
令和4年11月25日	第2回洞爺湖町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果について・現計画の評価について・地方再犯防止推進計画について
令和5年1月11日	第3回洞爺湖町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・地方再犯防止計画についての説明 札幌矯正管区 更生支援企画課長 飯田 真之 氏 // 係長 水野 ひかる 氏 札幌保護観察所 企画調整課長 藤野 浩二 氏・洞爺湖町地域福祉計画素案の審議と修正
令和5年2月3日	第4回洞爺湖町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・洞爺湖町地域福祉計画素案の審議と修正
令和5年3月20日	第5回洞爺湖町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・洞爺湖町地域福祉計画の最終確認

洞爺湖町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所属団体名等	備考
委員長	山 田 晃	洞爺湖町老人クラブ連合会	会 長
副委員長	高 橋 進	洞爺湖町高齢者事業団	事務局長
委員	佐 藤 義 昭	洞爺湖町自治会連合会	会 長
委員	福 井 政 吉	洞爺湖町社会福祉協議会	会 長
委員	奥 山 洋 子	洞爺湖町民生委員児童委員協議会	副会長
委員	青 木 佐智子	洞爺湖町ボランティア連絡協議会	会 長
委員	寺 嶋 政 明	洞爺湖町PTA連合会	会 長
委員	夏 目 與 市	社会福祉法人あぶた福社会	理事長
委員	大 西 正 夫	胆振身体障害者福祉協会洞爺湖支部	支部長
委員	釣 賀 和 也	洞爺湖町障害者自立支援協議会	会 長
委員	木 村 省 平	公募	
委員	國 井 一 宏	公募	
委員	折 原 亜 紀	公募	
委員	高 久 裕 子	公募	



第3期洞爺湖町地域福祉計画

発行年月 令和5年3月

編集・発行 洞爺湖町役場 総務部健康福祉課
〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地

TEL : 0142-74-3001 (直通)

E-mail : fukushi@town.toyako.lg.jp